

令和元年 1 2 月 1 9 日

令和元年 第 4 回 和 束 町 議 会 定 例 会

(第 2 号)

和 東 町 議 会

令和元年第4回和東町議会定例会

会議録 （第2号）

招集年月日 令和元年12月19日（木）

招集の場所 和東町議会議場

開閉議日時 開議 午前 9時30分

閉議 午後 3時30分

出席議員（10名）

1番	岡	田	勇	2番	高	山	豊	彦		
3番	藤	井	清	隆	4番	村	山	一	彦	
5番	吉	田	哲	也	6番	井	上	武	津	男
7番	岡	田	泰	正	8番	岡	本	正	意	
9番	畑	武	志	10番	小	西	啓			

欠席議員（0名）

な し

職務のため議場に出席した者の氏名

事 務 局 長 島 川 昌 代

書 記 今 西 靖

地方自治法第 1 2 1 条の規定により、説明のため議会に出席した者の職氏名

町	長	堀	忠	雄			
副	町	長	奥	田	右		
総	務	課	長	岡	田	博	之
総務課行財政担当課長	藤	原	秀	太			
地域力推進課長	草	水	清	美			
人権啓発課長	井	上	順	三			
税住民課長	細	井	隆	則			
福祉課長	北	広	光				
診療所事務長	久	保	順	一			
農村振興課長	東	本	繁	和			
建設事業課長	馬	場	正	実			
会計管理者兼会計課長	瀧	村	幸	代			

議	事	日	程	別	紙	の	と	お	り								
会	議	に	付	し	た	事	件	別	紙	議	事	日	程	の	と	お	り
会	議	の	経	過	別	紙	の	と	お	り							
会	議	録	署	名	議	員	7	番	岡	田	泰	正					
							8	番	岡	本	正	意					

議事日程（第 2 号）

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 議案第 5 8 号 和束町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

議案第 5 9 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

日程第 3 議案第 6 0 号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

議案第 6 1 号 和束町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第 4 議案第 6 2 号 令和元年度和束町一般会計補正予算（第 4 号）

議案第 6 3 号 令和元年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 6 4 号 令和元年度和束町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 6 5 号 令和元年度和束町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 6 6 号 令和元年度和束町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

日程第 5 発議第 7 号 高齢者医療、介護の負担増に反対する意見書

日程第 6 発議第 8 号 「桜を見る会」疑惑の徹底究明を求める意見書

日程第 7 委員会の閉会中の継続審査・調査について

午前 9 時 3 0 分開会

○議長（小西 啓君）

皆さん、おはようございます。

本日は、ご苦労さまです。

ただいまから、令和元年和束町議会第 4 回定例会を再開いたします。

本日、議会広報用に議場内の写真撮影をさせていただきますので、皆さん、ご了承くださいますようよろしくお願いいたします。

本日の会議を開きます。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、7 番、岡田泰正議員、8 番、岡本正意議員を指名いたします。

以上の両議員に差し支えのある場合には、次の議席の議員にお願いをいたします。

日程第 2、議案第 58 号 和束町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、議案第 59 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、以上 2 件を一括議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第 58 号 和束町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、議案第 59 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

議案第 58 号については、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い新設される「会計年度任用職員」の給与及び費用弁償等を定めるため、議案第 59 号については、「和束町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」

と本町の現行の関係条例との整合性を図るため、本条例の制定を提案させていただいた次第であります。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小西 啓君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

おはようございます。

私のほうから、議案第５８号及び議案第５９号の説明に当たり、議員の皆様へ配付させていただきました議案にそれぞれ一部誤植がありましたので、おわび申し上げますとともに、お手元に配付させていただきました議案に差し替え説明を申し上げますので、ご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、議案第５８号の説明を行います。

議案第５８号

和東町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
の制定について

上記議案を提出する。

令和元年１２月１９日提出

和東町長 堀 忠雄

議長のお許しをいただきましたので、資料Ｎｏ．５８ 和東町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の概要に基づきまして説明を申し上げます。

条例の後ろにつけさせてもらっておりますので、よろしくお願いいたします。

まず、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定理由でございます。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の制定に伴い新設される「会計年度任用職員」の給与等を定めるため、和東町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を定めるものでございます。

条例の内容でございます。

第 1 条につきましては、地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項の会計年度任用職員の給与及び費用弁償について定める旨を規定させていただきます。

第 2 条では、フルタイム会計年度任用職員・パートタイム会計年度任用職員の種類を規定させていただいております。

第 3 条では、この条例における給与の種類及び支払い方法を規定させていただきまして、フルタイム会計年度任用職員にあっては給料及び各手当、パートタイム会計年度任用職員にあっては報酬及び期末手当という形で規定をさせていただいております。

第 4 条では、会計年度任用職員に用いる給料表を載せさせていただいております。

第 5 条では、会計年度任用職員の職務の級の分類について規定をさせていただいております。

第 6 条、会計年度任用職員の号給について規定をさせていただいております。これにつきましては、和東町の一般職員の給料表に基づいて給料額を決定するというものでございます。

第 7 条では、会計年度任用職員の給料の計算期間、計算方法を規定させていただいております。

また、第 8 条では、パートタイム会計年度任用職員の報酬額（月額・時間額）の算出方法を規定しております。

第 9 条では、フルタイム会計年度任用職員の通勤手当・パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償の支給要件、費用弁償の額を規定させていただいております。

第 10 条では、フルタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当及びパートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬についてを規定させていただいております。

第 11 条では、フルタイム会計年度任用職員の休日勤務手当及びパートタイム会計年度任用職員の休日勤務に係る報酬についてを規定させていただいております。

第 12 条では、フルタイム会計年度任用職員の宿日直勤務手当及びパートタイム会計年度任用職員の宿日直勤務に係る報酬についてを規定させていただいております。

第 13 条では、給与額、報酬額及び各手当等の算定に係る円未満の端数処理についてを規定させていただいております。

第 14 条では、会計年度任用職員の期末手当の支給及び任期等による基準算定要件を規定させていただいているところでございます。

第 15 条では、フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当の種類、手当額等について規定させていただいております。

第 16 条は、会計年度任用職員の勤務 1 時間当たりの給与額及び報酬額の算出方法についてを規定させていただいております。

第 17 条では、フルタイム会計年度任用職員及び月額により報酬が定められるパートタイム会計年度任用職員が定められた勤務時間に勤務しないときの給与額及び報酬額の減額を規定させていただいております。

第 18 条では、フルタイム会計年度任用職員の給与及びパートタイム会計年度任用職員報酬の計算方法、支給日を規定させていただいております。

第 19 条では、会計年度任用職員が公務のため旅行したときの旅費について規定をさせていただいております。

第 20 条は、職務の特殊性等を考慮し、町長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与について、任命権者が別に定める旨を規定させていただいております。

第 21 条では、休職者の給与ということで、休職者は、休職期間中、給与が支給されない旨を規定させていただいております。

第 22 条では、条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める旨を規定しております。

附則といたしまして、令和 2 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで、期末手当の支給率は 100 分の 100 とするという旨を規定させていただいております。

なお、条例の施行日につきましては、令和２年４月１日となります。

フルタイム会計年度任用職員といいますのは、私たち職員と同じように、週３８時間４５分勤務する職員をいいます。

パートタイム会計年度任用職員につきましては、週３８時間４５分未満の職員が該当するということになっておりますので、よろしくお願いします。

続きまして、議案第５９号の説明を行います。

議案第５９号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行

に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

上記議案を提出する。

令和元年１２月１９日提出

和 東 町 長 堀 忠 雄

こちらにつきましても議長のお許しをいただきましたので、概要に基づき説明をさせていただきます。

条例案のあと新旧対照表、その次に地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例 概要というのをつけさせてもらっておりますので、これに基づき説明をさせていただきます。

１．改正の理由

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い制定される「和東町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」と現行の関係条例との整合性を図るため、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を定めるものでございます。

改正の内容でございますが、第１条ということで、和東町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正でございます。地方公務員法の改正に伴い、フルタイムの会計年度任用職員が本条例の対象となるため、所要の改正を行うものでござい

す。

第2条 和東町職員定数条例の一部改正ということで、地方公務員法の改正に伴い、定数条例の対象となる常勤職員の範囲の規定について所要の改正を行うものでございます。

第3条 職員の任用に関する条例の一部改正ということで、地方公務員法の改正による臨時的任用職員の任用の厳格化に伴い、所要の改正を行うものでございます。

第4条 職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例の一部改正。これにつきましては、会計年度任用職員の任期が一会計年度限りとされることに伴い、本条例に規定する休職の期間について所要の改正を行うものでございます。

第5条 職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例の一部改正。会計年度任用職員に対する本条例の適用について、パートタイム会計年度任用職員には給料ではなく報酬が支給されることから、所要の改正を行うものでございます。

第6条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正。地方公務員法の改正に伴い、本条例の適用対象となる非常勤職員が会計年度任用職員へ移行するため、所要の改正を行うものでございます。

第7条 職員の育児休業等に関する条例の一部改正。地方公務員法の改正に伴い、会計年度任用職員が本条例の適用対象となるため、所要の改正を行うものでございます。

第8条 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正。地方公務員法の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

めくっていただきまして、第9条 和東町職員の給与に関する条例の一部改正。地方公務員法の改正に伴い、本条例の適用対象となる非常勤職員が会計年度任用職員へ移行するため、所要の改正を行うものでございます。

第10条 和東町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正。地方公務員法の改正に伴い、会計年度任用職員が本条例の適用対象となるため、所要の改正を行うもの

でございます。

第 11 条 職員の旅費に関する条例の一部改正。和束町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定に伴い、所要の改正を行うものでございます。

3 改正の条例に施行日、令和 2 年 4 月 1 日となっております。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小西 啓君）

これから質疑を行います。

岡本議員。

○8 番（岡本正意君）

それでは、幾つか質疑したいと思えますけども、今回の改定といいますか、会計年度任用職員の関係の条例制定につきましては、関係する法律の改定に伴うものということですけども、当該臨時職員の方にとってみますと大きな制度改定になります。そういう意味でも、当事者といいますかね、そういった方に対するちゃんとした説明ですね、また納得といったものを前提としないといけないというふうに思いますし、また今度の改定というのは、処遇面等で一定の前進はあるという側面もありますけども、運用次第によっては大変不利益をこうむるというような側面も持つ、そういった内容の改定というふうに理解しております。

そういう意味からも、国会のほうでも地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律案に対する附帯決議というのがありまして、その中では、会計年度任用職員の移行に当たっては不利益を生じることなく、適正な勤務条件の確保を行われるようにというふうに述べられております。

そういう意味からも、不利益を生じないように、まずは当事者の方にしっかりと説明を尽くすということと、それから総務省の関係でいいますと、制度を整備する上では、制度的な設計もそうなんですけども、職員団体等の、いわゆるそういうところの協議等も必要というふうにしておりますけども、その変の経過についてはどのように

なっているか答弁いただきたいと思います。

○議長（小西 啓君）

総務課長、答弁。

○総務課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

まず、私どもの考えておりますのは、本日、議会のほうで条例を通していただきましたら、次月になります1月になりますが、管理職会議で管理職にこの旨をおろす。そして、現在、臨時職員、嘱託職員、アルバイト職員ということで来られている方に一定の説明を1月中に行います。その後、会計年度任用職員につきましては広く公募をするという形になりますので、2月の広報紙の中で4月以降の会計年度任用職員の募集をさせていただくという手続で進めていく予定でございます。

また、職員組合の関係でございますが、和東町職員組合につきましては、先月の11月の末に新しい役員が決まったということで報告は受けておりますが、その後、職員組合のほうから、特に町長、私どものほうに声がかかっておりますので、現在、職員組合には声はかけてない状況でございます。

以上です。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

本来ならばですね、こういった会計年度任用職員の制度設計というのは、もちろん行政のほうから一定案をつくっていくことはもちろんなんですけども、本来、当事者もしっかり交えてちゃんと設計していくし、また職員団体のほうも、あちらから声がかからないかといって声をかけてないというのは十分じゃないと思うんですね。やはり行政のほうからも、こういう制度改編があるので、その辺ちゃんと協議したいということをやっていくということがやはり必要だと思いますので、今からでもそういっ

た場をぜひ持っていただきたいというふうに要望しておきたいと思います。

それで、先ほど言いましたように、今回の改定の一番大事なことは、今度の改定で今までと同じ働き方というか処遇で働いていたものが、制度が変わることによって同じように働いているのに給料が下がるであるとか、また処遇が下がるであるとか、そういうことがあってはならないと。むしろ前進していくという、そういった改定でなくちゃいけないというふうに思うんですけども、町長にこれはお聞きしておきたいと思うんですけども、今回の改定で附帯決議にもありますように、不利益の生じることなく適正な勤務条件の確保を行われるということによろしいですか。

○議長（小西 啓君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

議員の皆さんはご理解をいただいていると思いますけども、今、国のほうでは働き方改革の中でですね、同じような働き方をしていると同じような条件のもとにという同一賃金、同一労働というんですかね、そういう言葉でいろいろと議論されてきました。

和束町ででもですね、そして同じ仕事をしておっても格差が出る。だから、今まで何年間という雇用の形態と、もう一つは年度によって雇用の形態と、形態だけは変わるけども、仕事の内容は同じ。だから、職員の採用試験そのものにおいても同じに募集する。ただ、違うのは、年度か、定年までかと、ここの違いであろうと、そういう流れの中で大きく変えられた趣旨を理解しております。

そういう意味においては、先ほどもありましたように、今までのように臨時・嘱託とか、そういう関係じゃなしに、いわゆる職員として、ただ違うのは、会計年度の職員だと。責任の重さ、仕事の内容、そういったものは同一労働となってきた。こういう観点から、ひとつ職員の皆様さんにも責任もついてくる。施行法の問題もきち

っと大きく適用されていくだろうというふうに思っております。そういう意味では大きく前進していくと思っておりますので、当然、先ほど岡本議員もありましたように、そういう趣旨、今回の法律の趣旨に関係するもの、また、それに該当するもの、そういったものを理解してやっていかないといけないだろうと。そういう意味で、これからの制度任用に当たっては十分そういった理解をお互いに深めながら進めていきたいと、このように思っておりますので、ご理解をよろしくお願いします。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○８番（岡本正意君）

いろいろ今、言われましたけども、私が端的に聞いてますのは、要は、いわゆるそういう臨時嘱託や臨時職員として当たられてこられた方が、今度の制度改定によって処遇面云々等での後退は生じないということで、町長は人事の責任を持っておられますから聞いているんですけども、そこは町長として責任持って、そういうことが生じないように制度設計しているということのイエスかノーかを聞いているんであって、そこはぜひお答えいただきたいというふうに思います。

それと具体的に、今回の条例の中で会計年度任用職員の給料の問題、またパートタイム会計年度任用職員の報酬の関係ですね、そういったものも規定されていますけども、これまでは例えば嘱託職員の方の給料というのは月額で、フルタイムというかいわゆる３８時間４５分勤務の方と、あと週４日ですね、２種類の嘱託ということで運用されてきました。それぞれ月額給与で条例の中で定められていると思います。それと臨時職員については時給の額と、各種別によって違いますけども、時給幾らということで最低賃金を下回らない形でそれぞれ規定されていたと思うんですけども、それは今度の改定で変更があるのでしょうか。

それから、もう一つお聞きしておきたいのは、福祉課所管の中で介護認定調査にかかわる職員の方については、時給換算とかではなくて、いわゆる調査の対象１件につ

き幾らという形で仕事をしておられたと思うんですけども、これを今後どう扱っていかれるのか、その辺お答えいただきたいと思います。

○議長（小西 啓君）

総務課長、答弁。

○総務課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

まず、これまでの嘱託職員という位置づけの職員さんの給料でございますが、ことしの４月に会計年度任用職員を見据えて職員の給料表に合わせた月額ということで定めさせてもらっています。ですから、今回この制度が始まって、その給料表に合わせるという形になりますので、特に変更はございません。

また、今回、大きな特徴でございますが、やはりこれまでは何年働いても一定の給与額が変わらないという制度になりまして、昇給が認められなかったということになっております。しかしながら、会計年度任用職員制度においては昇給等も認められるという制度に変わっておりますので、ご理解をお願いいたします。

また、福祉課のほうの介護認定調査の職員の関係でございますが、福祉課の課長が所管しておりますので、私のほうからは差し控えさせていただきますが、基本的には時間給になるか、もしくは個人への委託という形になるものと思われます。

以上です。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○８番（岡本正意君）

じゃあ、福祉課長に答弁いただきたいと思います。

○議長（小西 啓君）

福祉課長、答弁。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

今現在、福祉課で考えておりますのは、認定調査員につきましては、岡本議員が御質問でおっしゃられるとおり、1件幾らの形、これにつきましては、もともとは他府県等でおられる方のところにまで調査に行けないということで、その施設さん等にお願いしていたそのときの価格・形態等を運用しておったわけなんですけども、次年度から会計年度任用職員のほうが始まっていきますので、それに合わせまして、時給換算でいくか、もしくは日給的な形でいくのかというのを今、検討しているところでございます。ですので、また、これにつきましては財政担当の総務課と協議していった中で進めていきたいと思えます。今はまだですので、どういう方向で行くというのはきちっと決まったものがあるわけではございません。今まだ検討中ということでございます。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

今の福祉課の関係でいいますと、ある意味どちらかというと例外的に行われてきたと。いわゆる他市町村、他府県の調査ケースについてできない場合に委託としてやるということはありますけども、自分ところで雇用している部分についていえば、やはり時間給なり等でやるということが適正だというふうに最低限思いますので、そこはぜひ検討いただきたいというふうに思います。

それで、もう一つ確認しておきたいのは、今回の改定で自治体によっていろいろと扱いが変わっているというふうにもお聞きしますし、先日、新聞報道でもそういった内容のことが報道されておりましたけども、後で聞きますけども、今回、いわゆる期末手当というものをパートの関係につきましても支給するという提案もされておりますし、できるということなんですけども、ただ、やはり期末手当は支給するけども、いわゆる本体というか給料とか報酬については減額して、全体として収入を維持する

というような運用をされるところもあるというふうに聞いておりますけども、仮にそうなりますと、何も処遇面でよくなってないということになります。期末手当がせっかく出ても収入がふえないという場合が起こり得るんですけども、少なくともそういうふうなことになるらずに、やはり処遇が改善されると、収入がふえるという、そういった結果にならないと今回の改定の意味というのは大変大きく崩れてしまうということになりますので、和東町の場合はそういうことはされないと。期末手当は期末手当で新たにできれば、同じような働き方をしていたらその分の収入がふえるという理解でよろしいですか。

○議長（小西 啓君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

先ほど町長が申し上げましたように、国の働き方改革に合わせた会計年度任用職員の制度でございますので、当然、法律の趣旨は遵守するという形で進めていきます。

岡本議員のほうがおっしゃっている新聞報道の関係でございますが、やはりその自治体でこれまで週5のフルタイムで来られてた方が週4日勤務のパートタイムに変わるという事例のお話だと思うんですけども、和東町でも今後これから新年度の予算査定をしていきます。その中で各課長からヒアリングを受けながら、そして町長・副町長に相談をして、一定の必要な人員の確保に努めてまいりたいと思いますので、ご理解よろしくお願いいたします。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

私が言ってますのはね、例えば、期末手当が出ることによって今まで週5日でされていた方が週4日の勤務になると。それが本人の希望とか、例えば、収入がふえるこ

とによって税金の関係とかそういった部分にひっかかるから、それは避けたいということで、今まで週５日だったけど、週４日で勤務したいというようなことの中でそういう措置がとられるということはありませんよ。

だけでも、行政の都合で、例えば、財政上、そういった期末手当をプラスした分の財源が確保できないから、今までフルでやってもらったけども、パートになってくださいとか、いわゆる勤務を減らしてくださいとか、そういうふうに強制するというか、そういう雇用をしてもらうというふうになれば、これは法の趣旨にのっとらないことになると思うんですね。だから、そういうことがない運用をされるということによってよろしいですかということを聞いているんです。これまでと同じ働き方をする中で、給料がふえないとか、減らされるとかいうようなことはないですねということを聞いているんです。いかがですか。

○議長（小西 啓君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

先ほども答弁させていただきましたように、必要な人員を確保するというのが一番前提でございますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（小西 啓君）

岡本議員、最後の質問です。

○８番（岡本正意君）

これは大事な問題なんでね、質疑の時間をちゃんと確保していただきたいんですけども、今の答弁が実際何を意味しているのかと。人員を確保することと、私が端的に聞いている処遇の面で本人に不利益が生じるような対応はされませんねということ単純に聞いているだけであって、そこを確認しないと、そういう財源の中で、結局は今まではフルで働いていたけどパートにさせられるとかいうようなことになれ

ば、それはやはり不利益になりますから、そこはそうならないように運用をぜひしていただきたいと。その答弁というのは、そういうものだというふうに私は今、認識しますからね、そこはぜひ、それを覆さないような対応を必ずしていただきたいというふうに思います。

最後と言われるのでどうしても聞いておきたいことがあるんですけども、期末手当というか、手当類の関係なんですけども、いわゆるこの間の総務省等のこれを制度設計していく上でのマニュアル等があるというふうに聞くんですけども、その中では、フルタイムの会計年度任用職員には、時間外勤務手当、職日直手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当、通勤手当、期末手当、退職手当、特殊勤務手当等の職務給的な手当、地域手当、特地勤務手当及びへき地手当以外は支給しないということは、それは支給できるということなんですけども、今回の条例の中では、一定この中で支給できるとされているものが幾らか挙げられているんですけども、今回の条例には含まれてない手当もあるというふうに思うんですね。ないんですかね。なかったらなかったでいいんですけども、そこは確認しておきたいということと、それから、これは町長に最後にお聞きしておきたいんですけども、今のは総務課長で結構です。

本来、臨時職員の問題というのは、地方公務員法の関係でいうと、本来は基本正職なんです。正職で任用を配置していくというのが基本なんです。それをいろいろ運用して、今まで臨時職員というのを雇用して、それを補佐していくというふうにしてきたと。同じような仕事をしているのに1年契約であるとか、処遇面で差があるということがあって、こういった改定が行われたという背景もあると思います。そういう点では、一定そういうものをちゃんとするというのも大事なんですけども、これは働かれる方自身の納得が要りますけども、どっちにしても会計年度任用職員というのは1年契約なんです。1年1年でいわゆる再雇用していくというのが基本になっています。だから、ある意味、運用次第によってはいつ雇用どめになってもおかしくないんです。そういう面もあるんですね。ということは、やはりいつまでも不安定な雇

用のまま正職員と同じような仕事をするという方もおられると思います。そういった場合に、やはり正職に雇用を転用していくということも進めていかないと、本人さんが正規で働きたいというような意向があるのであれば、そういったことも積極的に進めていくということも今回を機にやっていく必要があるんじゃないかというふうに思うんですが、そういったことも含めて今後対応されるのかどうかですね、そこは町長にお聞きしておきたいと思います。

○議長（小西 啓君）

総務課長、答弁。

○総務課長（岡田博之君）

はい、お答えいたします。

今回の会計年度任用職員の給与及び費用弁償ということで手当関係でございますが、特殊勤務手当につきましては、フルタイム会計年度任用職員のみという形で規定をさせてもらっております。それ以外の手当につきましては、パートタイム会計年度任用職員、フルタイム会計年度任用職員、和東町の職員と準じて支給をさせていただきますので、岡本議員がおっしゃるような地域手当につきましては、もともと和東町は支給できない地域になっておりますので、ご理解等よろしくお願いいたします。

○議長（小西 啓君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

和東町の職員の体制であります、やはり仕事を通じて住民サービスを図っていく中で、何人体制でやっていくのが適任か、そういったことを議会の承認をいただいて、定数条例を設けながら、その範囲内でやっていくという体制の充実には努めております。

しかし、それだけでは仕事の内容、サービスの充実にはつながりません。やはりそ

の時点で仕事が詰まってくる。それをこなさなきゃならない。その時点でふえてくる、そういう期限つきというんですか、今、言うように、その年度で任用して当たっていただく。この両面でいわゆる和東町の住民サービスの充実、行政の推進に努めてまいりたいと、このように思っているところでございます。

当然、そのときそのときに募集をいたしまして、そして、その中から採用するという方向ですので、同一の人についてずっと続けていく方法の原則はありません。その目的を持っておられる方の和東町内の募集の内容に応じて応募していただいて、そして、その中で採用を決めていくと、こういうことであります。当然、こういった二面性を持ちながら和東町の住民サービス、行政の推進に努めてまいりたいと、このように思っております。定数条例でありますので、その定数条例の中で必要な職員の確保にも努めてまいりたいと、このように思いますので、ご理解のほうをよろしく願いいたします。

○議長（小西 啓君）

ほか質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

採決は１件ごとに行います。

議案第５８号 和東町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第５８号 和束町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

議案第５９号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第５９号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第３、議案第６０号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、議案第６１号 和束町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、以上２件を一括議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

議案第６０号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、議案第６１号 和束町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

人事院勧告並びに国家公務員の職員給与法の改正に伴い、条例の一部を改正いたしたく提案させていただいた次第でございます。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小西 啓君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

それでは、私のほうから、議案第６０号及び議案第６１号の説明を申し上げます。

議案書のほうをよろしく願いいたします。

議案第 6 0 号

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の

一部を改正する条例

上記議案を提出する。

令和元年 1 2 月 1 9 日提出

和 東 町 長 堀 忠 雄

議長のお許しをいただきましたので、資料 N o . 6 0 新旧対照表の次のところでございますが、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正概要に基づき説明を申し上げます。

町長が提案理由で申し上げましたように、人事院勧告及び一般職の職員の給与に関する法律等の改正に伴い、一般職の指定職職員に準じて所要の改正を行うものでございます。

第 1 条では、令和元年 1 2 月期末手当の支給率を 0 . 0 5 カ月分引き上げさせていただくもので、これまで 1 0 0 分の 1 6 7 . 5 からこの 1 2 月に限り 1 0 0 分の 1 7 2 . 5 に引き上げるものでございます。

施行期日につきましては、平成 3 1 年 4 月 1 日ということでございます。

第 2 条では、この改正に合わせまして、来年の 6 月と 1 2 月の期末手当支給率を同じ率に改正するものでございます。

来年 6 月には 1 0 0 分の 1 6 7 . 5 が 1 0 0 分の 1 7 0 に、1 2 月には 1 0 0 分の 1 7 2 . 5 が 1 0 0 分の 1 7 0 に改正するものでございます。

こちらの施行期日につきましては、令和 2 年 4 月 1 日となっているものでございます。

次に、議案第 6 1 号の説明を申し上げます。

議案第 6 1 号

和東町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記議案を提出する。

令和元年 12 月 19 日提出

和東町長 堀 忠雄

こちらにつきましても、議長にお許しをいただきましたので、資料 No. 61 の概要に基づきまして説明をさせていただきたいと思います。

新旧対照表がありまして、職員の給料表を載せさせてもらっております。その次のページになります。

和東町職員の給与に関する条例の一部改正 概要ということでございます。

議案第 60 号と同様に、人事院勧告及び国家公務員の職員給与法の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

職員の給料表、A3 の三つ折りになった部分の次のところでございます。

第 1 条 令和元年 12 月勤勉手当支給率を 0.05 月分の引き上げ、0.975 月分（特定管理職員は 1.175 月分）に改正するもので、給料月額については、30 歳代半ばまでの職員が在職する号給において平均 0.1% の引き上げを基本に給料表を改定させていただくものでございます。

施行期日につきましては、平成 31 年 4 月 1 日でございます。

第 2 条 住居手当の支給対象となる家賃額の下限を 4,000 円引き上げるもので、これまで 1 万 2,000 円だったものが 1 万 6,000 円に、これにより生ずる原資でございますが、この原資により手当額の上限を 1,000 円引き上げることとなります。住宅手当の上限につきましては、2 万 7,000 円から 2 万 8,000 円に変更となるという部分でございます。

手当額が 2,000 円を超える減額となる職員につきましては、1 年間、所要の経過措置を行うものでございます。

また、6 月と 12 月の勤勉手当を 0.95 月分（特定管理職は 1.15 月分）に改正

するもので、こちらの施行期日につきましては、令和２年４月１日でございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小西 啓君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

採決は１件ごとに行います。

議案第６０号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第６０号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

議案第６１号 和束町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第６１号 和束町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

会議の途中ですが、ただいまから午前１０時３０分まで休憩いたします。

休憩（午前１０時１７分～午前１０時３０分）

○議長（小西 啓君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第４、議案第６２号 令和元年度和束町一般会計補正予算（第４号）、議案第６３号 令和元年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）、議案第６４号 令和元年度和束町簡易水道事業特別会計補正予算（第３号）、議案第６５号 令和元年度和束町下水道事業特別会計補正予算（第３号）、議案第６６号 令和元年度和束町介護保険特別会計補正予算（第３号）、以上５件を一括議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第６２号から議案第６６号の提案理由を申し上げます。

議案第６２号 令和元年度和束町一般会計補正予算（第４号）は、農産物直売所整備事業、橋りょう点検調査、老人憩いの家屋根改修事業、農地・農業用施設災害復旧事業等において

議案第６３号 令和元年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）は、事業勘定における出産育児一時金、電算システム改修等において、直診勘定における一般管理諸経費、医薬材料費の減等において

議案第６４号 令和元年度和束町簡易水道事業特別会計補正予算（第３号）は、町道山口線拡幅改良工事に伴う水道管布設工事、本管漏水修繕費等において

議案第６５号 令和元年度和束町下水道事業特別会計補正予算（第３号）は、マンホールポンプ整備事業、マンホールポンプ監視計整備事業等において

議案第６６号 令和元年度和束町介護保険特別会計補正予算（第３号）は、保険事業勘定における居宅介護サービス給付、施設介護サービス給付を初めとした、各種介護給付費等において、サービス事業勘定における介

護予防計画作成委託料等において

それぞれ予算補正を必要といたしますので、提案させていただいた次第でございます。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小西 啓君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

それでは、私のほうからは、議案第62号 令和元年度和束町一般会計補正予算について説明申し上げます。

議案書のほうをよろしくお願いいたします。

議案第62号

令和元年度和束町一般会計補正予算（第4号）

令和元年度和束町一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,567万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億8,920万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 既定の地方債の追加及び変更は、「第3表地方債補正」による。

令和元年12月19日提出

和束町長 堀 忠雄

めくっていただきまして、第1表 歳入歳出予算補正。

まず、歳入でございます。

款、補正前の額、補正額、計の順に説明申し上げます。

13款分担金及び負担金、7,573万9,000円、124万6,000円、7,698万5,000円。

15款国庫支出金、2億5,572万2,000円、182万円、2億5,754万2,000円。

16款府支出金、1億9,373万1,000円、1,162万1,000円、2億535万2,000円。

18款寄付金22万6,000円、7万円、29万6,000円。

20款繰越金、3,679万円、1,590万2,000円、5,269万2,000円。

21款諸収入、7,450万円、21万1,000円、7,471万1,000円。

22款町債、4億2,990万円、1,480万円、4億4,470万円。

歳入合計。33億4,353万円、4,567万円、33億8,920万円。

続きまして、めくっていただきまして、歳出でございます。

こちらについても、款、補正前の額、補正額、計の順に説明申し上げます。

1款議会費、5,511万1,000円、10万9,000円、5,522万円。

2款総務費、6億2,353万3,000円、316万円、6億2,669万3,000円。

3款民生費、6億8,322万9,000円、1,367万6,000円、6億9,690万5,000円。

4款衛生費、5億1,518万5,000円、104万5,000円、5億1,623万円。

5款農林業費、1億7,546万3,000円、1,022万円、1億8,568万3,000円。

7 款土木費、2 億 1,354 万 3,000 円、744 万 9,000 円、2 億 2,099 万 2,000 円。

8 款消防費、1 億 9,210 万円、1 万 1,000 円、1 億 9,211 万 1,000 円。

10 款災害復旧費、7,981 万 5,000 円、1,000 万円、8,981 万 5,000 円。

歳出合計につきましては、歳入合計と同額でございます。

続きまして、めくっていただきまして、第 2 表でございます。繰越明許費。

款、項、事業名、金額の順に申し上げます。

2 款総務費、1 項総務管理費、和束町第 2 期まち・ひと・しごと創生総合戦略策定事業、302 万 5,000 円でございます。

続きまして、めくっていただきまして、第 3 表 地方債補正でございます。

1. 追加。

起債の目的、限度額・起債の方法・利率・償還の方法の順に説明申し上げます。

橋梁長寿命化修繕計画策定事業（過疎対策）、320 万円、証書借入又は証券発行、年 5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

続きまして、変更でございます。

こちらにつきましても、起債の目的、補正前：限度額・起債の方法・利率・償還の方法につきましては、追加と同様でございますので、省略をさせていただきたいと思います。補正後の限度額の順に説明申し上げます。

総合行政情報ネットワーク事業、1,950 万円、補正後の限度額 1,800 万円

体験交流センター耐震化事業（緊急防災・減災事業）、340 万円、補正後 430

万円

体験交流センター改修事業（過疎対策）、８３０万円、補正後７４０万円

ガラスハウス移設改修等事業（過疎対策）、３，３７０万円、４，０８０万円

次ページでございます。

道路拡幅改良事業（過疎対策）、３，６１０万円、補正後限度額３，７３０万円

橋梁補修事業（過疎対策）、１，６４０万円、補正後限度額１，８６０万円

災害復旧事業、２，９８０万円、補正後限度額３，２４０万円

計でございますが、１億４，７２０万円、補正後限度額１億５，８８０万円でございます。

続きまして、資料Ｎｏ．６２ 予算に関する説明書により申し上げます。

１ページから４ページまでは重複しますので、省略をさせていただきます。

５ページ、６ページをお願いいたします。

歳入でございます。

こちらにつきましても、補正の主なものの説明とさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

１３款分担金及び負担金、１項分担金、１目災害復旧費分担金、補正額１２０万円でございます。

１節農林業施設災害復旧費分担金として７０万円、２節農地災害復旧費分担金として５０万円計上させていただいております。

１５款国庫支出金、１項国庫負担金、１目民生費国庫負担金、補正額１１６万円でございます。

１節社会福祉費負担金ということで、障害者自立支援給付費負担金８５万円、障害者医療国庫負担金３１万円を計上しております。

１６款府支出金、２項府補助金、２目民生費府補助金、補正額２２２万３，０００円でございます。

主なものといたしまして、１節社会福祉費補助金、重度心身障害老人健康管理事業費補助金５万円、地域生活支援事業補助金３万円、市町村体制づくり交付金（老人憩いの家屋根改修事業）１７３万５,０００円でございます。

同款、同項、４目農林業費府補助金、補正額２６０万円でございます。

これにつきましては、１節農業費補助金ということで、茶園環境改善事業補助金として２６０万円計上させていただいております。

同款、同項、９目災害復旧費府補助金、補正額が６２０万円でございます。

１節農林業施設災害復旧費補助金ということで、農業用施設災害復旧費補助金５２０万円、農地災害復旧費補助金１００万円を計上させていただいております。

７ページ、８ページをお願いいたします。

２０款繰越金、１項繰越金、１目繰越金、補正額１,５９０万２,０００円でございます。

１節前年度繰越金で１,５９０万２,０００円でございます。

２２款町債、１項町債、４目農林業債、補正額７１０万円でございます。

これにつきましては、１節農業債ということで、過疎対策事業債（ガラスハウス移設・改修等事業）７１０万円でございます。

同款、同項、６目土木債、補正額６６０万円。

１節道路橋りょう債といたしまして、過疎対策事業債（橋りょう長寿命化修繕計画策定事業）３２０万円、過疎対策事業債（道路拡幅改良事業）１２０万円、過疎対策事業債（橋梁補修事業）２２０万円計上させていただいております。

同款、同項、９目災害復旧債、補正額２６０万円でございます。

１節農林業施設災害復旧債ということで、農業用施設災害復旧債２１０万円、農地災害復旧事業債として５０万円計上させていただいております。

９ページ、１０ページをお願いいたします。

続きまして、歳出でございます。

こちらにつきましても、主なものの説明とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、補正額 1 4 1 万 7, 0 0 0 円でございます。

これにつきましては、人事院勧告に伴う職員給料の改定分及び 1 3 節委託料で電算システムサポート委託料ということで 2 0 0 万円、1 8 節備品購入費で総合行政情報ネットワーク機器ということで、減額の 2 0 0 万円計上させていただいております。

続いて、1 1 ページ、1 2 ページをお願いいたします。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費で補正額 2 9 9 万 1, 0 0 0 円でございます。

主なものにつきましては、2 0 節扶助費 2 5 4 万円、重度心身障害老人健康管理 1 0 万円、身体障害者補装具給付 5 0 万円、障害者移動等支援事業費 1 2 万円、障害者自立支援 1 2 0 万円、自立支援医療給付 6 2 万円を計上させていただいております。

1 3 ページ、1 4 ページをお願いいたします。

同款、同項、3 目老人福祉費で補正額が 5 9 7 万 8, 0 0 0 円でございます。

主なものといたしまして、2 8 節繰出金、5 7 2 万 8, 0 0 0 円。内訳といたしまして、介護保険事業勘定繰出金 5 4 3 万 1, 0 0 0、介護保険サービス勘定繰出金 2 9 万 7, 0 0 0 円でございます。

同款、同項、8 目老人憩いの家管理費、補正額 3 4 7 万 2, 0 0 0 円。

これにつきましては、1 5 節工事請負費 3 4 7 万 2, 0 0 0 円を計上させていただいております。

続いて、1 5 ページ、1 6 ページをお願い申し上げます。

5 款農林業費、1 項農業費、4 目茶業振興費、補正額 2 8 6 万円でございます。

これにつきましては、1 9 節負担金補助及び交付金ということで、茶園環境改善事業補助金 2 8 6 万円を計上させていただいております。

同款、同項、６目農業施設管理費、補正額７１０万円でございます。

主なものといたしましては、１５節工事請負費でガラスハウス移設・改修、舗装改良工事ということで７１０万円計上させていただいております。

７款土木費、２項道路橋りょう費、３目道路新設改良費で補正額６７０万円。

内訳といたしまして、１３節委託料、橋梁点検調査業務委託料５５０万円、２２節補償補填及び賠償金ということで、町道山口線水道布設替工事に係ります補償金１２０万円を計上させていただいております。

１７ページ、１８ページをお願いいたします。

１０款災害復旧費、１項農林業施設災害復旧費、１目農業用施設災害復旧費、補正額８００万円でございます。

これにつきましては、１５節工事請負費、農業用施設災害復旧工事費として８００万円計上させていただいております。

同款、同項、２目農地災害復旧費、補正額２００万円。

１５節工事請負費で農地災害復旧工事費として２００万円計上させていただいております。

１９ページ以降につきましては給与費明細となっておりますので、後ほどお目通しのほうをよろしくをお願いいたします。

なお、議案第６３号以降につきましては、それぞれの所管課長から説明申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小西 啓君）

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

それでは、議案第６３号につきましてご説明申し上げます。

議案書のほうをよろしくをお願いいたします。

議案第６３号

令和元年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）

令和元年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ５４万７,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ６億８,９３６万２,０００円とし、直営診療施設勘定の既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ３９万２,０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１億４,９００万円とする。

２ 事業勘定及び直営診療施設勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年１２月１９日提出

和束町長 堀 忠雄

めくっていただきまして、第１表 歳入歳出予算補正でございます。

まず、歳入から、款、補正前の額、補正額、計の順に申し上げます。

３款国庫支出金、０円、９,０００円、９,０００円。

６款繰入金、４,００７万１,０００円、３９万７,０００円、４,０４６万８,０００円。

７款繰越金、１,０００円、１４万１,０００円、１４万２,０００円。

歳入合計でございます。補正前の額６億８,８８１万５,０００円、補正額５４万７,０００円、計６億８,９３６万２,０００円。

めくっていただきまして、歳出でございます。歳出も同様に、款、補正前の額、補正額、計の順に説明申し上げます。

１款総務費、４１２万、１２万６,０００円、４２４万６,０００円。

2 款保険給付費、4 億 8,443 万 5,000 円、42 万 1,000 円、4 億 8,485 万 6,000 円。

歳出合計は、歳入合計と同額でございます。

続きまして、資料 No. 63 予算に関する説明書によりましてご説明申し上げます。

なお、1 ページから 4 ページの総括は議案と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

5 ページ、6 ページからお願いいたします。

まず、歳入でございますが、主なものの説明とさせていただきます。

6 款繰入金、2 項一般会計繰入金、4 目出産育児一時金等繰入金、補正額が 28 万円でございます。

出産育児一時金等繰入金ということで 28 万円でございます。

その他一般会計繰入金の補正額 11 万 7,000 円、事務費等の繰入金でございます。

めくっていただきまして、歳出でございます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費で補正額が 12 万 6,000 円。

13 節委託料ということで、電算システム改修委託料となっております。

2 款保険給付費、4 項出産育児諸費、1 目出産育児一時金、42 万円の補正でございます。

19 節負担金補助及び交付金で 42 万円の補正となっております。こちらにつきましては、当初 4 人分ということで計上しておりましたが、現在 3 人分執行しております。ということで、あと 1 人分ということになっておるんですが、母子手帳の発行状況から、あと 2 名の出産が見込まれるということで補正をさせていただいたものでございます。

以上でございます。どうかよろしくお願いいたします。

なお、直営診療施設勘定につきましては、診療所事務長と説明を交代させていただきます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（小西 啓君）

国保診療所事務長。

○診療所事務長（久保順一君）

続きまして、私のほうからは、議案第63号の令和元年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）（直営診療施設勘定）につきまして説明させていただきます。

議案の内容につきましては、さきに税住民課長が申し上げましたので、省略させていただきます。

議案書の3枚目でございます。

第1表 歳入歳出予算補正でございます。

1. 歳入。

款、補正前の額、補正額、計の順に朗読させていただきます。

1 款診療収入、6,728万円、△39万2,000円、6,688万8,000円。

歳入合計、1億529万2,000円、△39万2,000円、1億490万円でございます。

めくっていただきまして、2. 歳出でございます。

同様に、款、補正前の額、補正額、計の順に朗読させていただきます。

1 款総務費、7,135万円、30万8,000円、7,165万8,000円。

2 款医業費、3,372万9,000円、△70万円、3,302万9,000円。

歳出合計は、歳入合計と同額でございます。

続きまして、予算に関する説明書につきまして説明させていただきます。

なお、総括につきましては重複しますので、省略させていただきます。

5 ページ、6 ページでございます。よろしくお願いいたします。

２．歳入です。

１款診療収入、２項外来収入、７目後期高齢者医療保険診療報酬収入、補正額が△３９万２,０００円で、これにつきましては、１節現年度分でございます。

めくっていただきまして、３．歳出のほうでございます。

同様に、主なもののみの説明させていただきます。

１款総務費、２項施設管理費、１目一般管理費としまして補正額が３０万円８,０００円。

これにつきましては、３節職員手当等で勤勉手当で９万２,０００円、１１節需用費、燃料費で８万１,０００円等でございます。

２款医業費、１項医業費、３目医薬品衛生材料費としまして△７０万円。

これにつきましては、１１節需用費、医療材料費として△７０万円となっております。

９ページから１１ページまでは職員の給与明細でございます。後ほどお目通しのほうをよろしくお願いいたします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（小西 啓君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

それでは、私のほうからは、議案第６４号、第６５号についてご説明させていただきます。

まず、最初に、議案第６４号をお開きください。

議案第６４号

令和元年度和束町簡易水道事業特別会計補正予算（第３号）

令和元年度和束町簡易水道事業特別会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ250万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億5,659万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年12月19日提出

和東町長 堀 忠雄

おめくりいただきまして、第1表でございます。

まず、歳入のほうから、款、補正前の額、補正額、計の順でご説明させていただきます。

2款分担金及び負担金、補正前の額601万2,000円、補正額120万円、721万2,000円。

6款繰越金、656万7,000円、130万円、786万7,000円。

歳入合計につきましては、3億5,409万円、250万円、3億5,659万円でございます。

おめくりいただきまして、歳出でございます。これも同様、款、補正前の額、補正額、計でご説明させていただきます。

1款総務費、5,113万円、130万円、5,243万円。

2款施設費、2億976万3,000円、120万円、2億1,096万3,000円。

歳出合計につきましては、歳入合計と同額となっております。

続きまして、資料No.64をお開きください。

4ページまでにつきましては、省略させていただきます。

5ページ、歳入でございます。

款、項、目、節内容についてご説明させていただきます。

2 款分担金及び負担金、1 項分担金、1 目施設費分担金でございます。補正額 1 2 0 万円。

内容につきましては、工事費分担金として、山口線改良に伴う工事費分担金として受け入れます。

6 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、補正額 1 3 0 万円。

これにつきましては、昨年度の純繰越金を充当させていただきます。

おめくりいただきまして、歳出でございます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費でございます。

1 1 節需用費として光熱水費 2 1 万 7, 0 0 0 円、修繕費につきまして 1 0 0 万円でございます。

2 款施設費、1 項施設費、1 目施設費、補正額 1 2 0 万円。

1 5 節工事請負費ということで、町道山口線拡幅改良工事に伴う水道管布設替工事 1 2 0 万円でございます。

なお、その次のページからは職員の給与明細等でございます。後ほどお目通しのほうをよろしく願いいたします。

続きまして、議案第 6 5 号の説明をさせていただきます。

議案書をお開きください。

議案第 6 5 号

令和元年度和束町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）

令和元年度和束町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8 4 6 万 2, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 6, 8 9 6 万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和元年12月19日提出

和東町長 堀 忠雄

おめくりいただきまして、第1表 歳入歳出予算補正でございます。

こちら、款、補正前の額、補正額、計の順で説明させていただきます。

5款繰入金、補正前の額1億4,926万1,000円、46万2,000円、1億4,972万3,000円。

8款町債、6,440万円、800万円、7,240万円。

歳入合計。2億6,049万8,000円、846万2,000円、2億6,896万円でございます。

おめくりいただきまして、歳出でございます。

こちら、同様、款、補正前の額、補正額、計でご説明させていただきます。

1款総務費、1,749万2,000円、46万2,000円、1,795万4,000円。

2款管理費、7,310万円、800万円、8,110万円。

歳出合計につきましては、歳入合計と同額となっております。

おめくりいただきまして、第2表 地方債補正でございます。

1. 変更

起債の目的、補正前の限度額・起債の方法・利率・償還の方法、補正後の限度額・起債の方法・利率・償還の方法でご説明させていただきます。

下水道事業（特定環境保全公共下水道事業債）、2,090万円、証書借入又は証券発行、年5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団

体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

補正後限度額 2,890 万円、起債の方法、利率、償還の方法については補正前と同様でございますので、よろしくお願いいたします。

それでは、資料 No. 65 をお開きください。

こちらと同様、1、2、3、4 ページにつきましては総括になりますので、省略させていただきます。

2. 歳入。

5 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目一般会計繰入金でございます。補正額 46 万 2,000 円。

一般会計より繰り入れさせていただきます。

8 款町債、1 項町債、1 目下水道事業債、800 万円。

特定環境保全公共下水道事業債で 800 万円です。

歳出です。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費でございます。

こちらにつきましては、機械器具等の備品購入並びに職員の手当等でございます。

2 款管理費、1 項施設管理費、2 目管渠管理費、補正額 800 万円。

15 節工事請負費でございます。これは杣田地内にマンホールポンプを 1 基設置する関係で工事請負費を計上させていただきます。

以上、議案第 64 号、65 号の説明とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長（小西 啓君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

それでは、私のほうからは、議案第 66 号 令和元年度和束町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について説明させていただきます。

まず、説明に当たる前に一部訂正がございます。議案の第 1 条のところでございます。保険事業勘定の既定の「既」の字が変換ミスによりまして、定規の「規」になっておりますので、訂正のほうをよろしくお願いいたします。

では、改めまして、

議案第 66 号

令和元年度和束町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

令和元年度和束町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 保険事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4,100 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6 億 4,520 万円とし、介護サービス事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 29 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 973 万円とする。
- 2 保険事業勘定及び介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年 12 月 19 日提出

和束町長 堀 忠雄

1 枚おめくりいただきまして、第 1 表 歳入歳出予算補正。

まず、歳入でございます。

款、補正前の額、補正額、計の順に説明させていただきます。

1 款保険料、1 億 2,264 万 1,000 円、16 万 7,000 円、1 億 2,280 万

8,000円。

3 款国庫支出金、1 億4,413 万2,000 円、988 万3,000 円、1 億5,401 万5,000 円。

4 款支払基金交付金、1 億5,693 万円、1,443 万2,000 円、1 億7,136 万2,000 円。

5 款府支出金、8,942 万2,000 円、608 万7,000 円、9,550 万9,000 円。

7 款繰入金、8,776 万7,000 円、543 万1,000 円、9,319 万8,000 円。

9 款繰越金、330 万1,000 円、500 万円、830 万1,000 円。

歳入合計。6 億420 万円、4,100 万円、6 億4,520 万円。

おめくりいただきまして、歳出でございます。こちらも同様に、款、補正前の額、補正額、計の順に説明させていただきます。

1 款総務費、827 万円、34 万7,000 円、861 万7,000 円。

2 款保険給付費、5 億5,948 万6,000 円、3,966 万7,000 円、5 億9,915 万3,000 円。

4 款地域支援事業費、3,200 万1,000 円、98 万6,000 円、3,298 万7,000 円。

歳出合計は、歳入合計と同額でございます。

続きまして、資料No.66 令和元年度和束町介護保険特別会計補正予算（第3号）の保険事業勘定のほうをお願いいたします。

1 ページから4 ページまでは総括でございますので省略させていただきますので、5 ページのほうをお願いいたします。

歳入でございます。主なもののみ説明させていただきます。

3 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目介護給付費負担金、補正額693 万1,0

〇〇円。

これにつきましては、１節現年度分で６９３万１,０００円でございます。

３款国庫支出金、２項国庫補助金、１目調整交付金、補正額２７４万５,０００円。

これにつきましても、１節現年度分の調整交付金でございます。

４款支払基金交付金、１項支払基金交付金、１目介護給付費交付金、補正額１,４１８万１,０００円。

これにつきましても、１節現年度分の介護給付費の交付金でございます。

５款府支出金、１項府負担金、１目介護給付費負担金、補正額５９６万１,０００円。

これにつきましても、１節現年度分ということで、介護給付費の負担金でございます。

７款繰入金、１項一般会計繰入金、１目介護給付費繰入金、補正額４９５万８,０００円。

これにつきましても、１節介護給付費の繰り入れということで、４９５万８,０００円でございます。

おめくりいただきまして、７ページ、８ページをお願いいたします。

９款繰越金、１項繰越金、１目繰越金、補正額５００万円。

これにつきましては、前年度分の繰越金で５００万円でございます。

おめくりいただきまして、歳出でございます。こちらにつきましても主なもののみの説明させていただきます。

２款保険給付費、１項介護サービス等諸費、１目居宅介護サービス給付費、補正額６５３万３,０００円。

１９節負担金補助及び交付金でございます。

同款、同項、３目地域密着型介護サービス、補正額１６８万２,０００円。

これにつきましても、１９節負担金補助及び交付金でございます。

同款、同項、５目施設介護サービス給付費、補正額１，９００万円。

これにつきましても、１９節負担金補助及び交付金でございます。

同款、同項、９節居宅介護サービス計画給付費、補正額１４４万９，０００円。

これにつきましても、１９節負担金補助及び交付金でございます。

２枚おめくりいただきまして、１３ページ、１４ページをお願いいたします。

２款保険給付費、４項高額介護サービス等費、１目高額介護サービス費、補正額５０２万円。

これにつきましても、１９節負担金補助及び交付金ということで、これにつきましては介護サービスの自己負担額の一定の金額を超えたときに、超えた分の利用者負担分を支給するものでございます。

同款、５項特定入所者介護サービス等費、１目特定入所者介護サービス費、補正額４１０万円。

１９節負担金補助及び交付金ということで、これにつきましては低所得の方の介護保険施設入所に係ります食事・居住費の負担分でございます。

２枚おめくりいただきましたところに給与費明細がついておりますが、これにつきましては、また後ほどお目通しいただきますようよろしくお願いいたします。

続きまして、先ほどの議案の続きのページでサービス事業勘定でございます。

第１表 歳入歳出補正予算

まず、歳入でございます。

２款繰入金、補正前の額５８５万４，０００円、補正額２９万７，０００円、計６１５万１，０００円。

歳入合計。９４３万３，０００円、２９万７，０００円、９７３万円。

おめくりいただきまして、歳出でございます。

１款総務費、補正前の額８４０万８，０００円、補正額５万２，０００円、計８４６万円。

2 款事業費、補正前の額 9 0 万 1 , 0 0 0 円、補正額 2 4 万 5 , 0 0 0 円、計 1 1 4 万 6 , 0 0 0 円。

歳出合計につきましては、歳入合計と同額でございます。

続きまして、資料 N o . 6 6 介護保険特別会計補正予算（第 3 号）のサービス事業勘定をよろしくお願いいたします。

1 ページから 4 ページ目までは総括でございますので、省略させていただきます、5 ページのほうをよろしくお願いいたします。

歳入でございます。

2 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目一般会計繰入金、補正額 2 9 万 7 , 0 0 0 円。

これについては、1 節一般会計の繰り入れでございます。

おめくりいただきまして、歳出でございます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、補正額 5 万 2 , 0 0 0 円。

これについては、1 3 節委託料で 5 万 2 , 0 0 0 円でございます。

2 款事業費、1 項居宅介護支援事業費、1 目居宅介護支援事業費、補正額 2 4 万 5 , 0 0 0 円。

これにつきましても、1 3 節委託料ということで、介護予防計画の委託料でございます。

私からは以上でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（小西 啓君）

会議の途中ですが、ただいまから午後 1 時 3 0 分まで休憩いたします。

休憩（午前 1 1 時 1 9 分～午後 1 時 3 0 分）

○議長（小西 啓君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから質疑を行います。

村山議員。

○3番（村山一彦君）

それでは、早速質問させていただきます。

一般会計のほうですけども、16ページ橋梁点検調査業務委託料として550万円上がっておりますが、これはどの橋でしょうか。全部でしょうか、お答えいただきたい。

○議長（小西 啓君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

今の質問にお答えさせていただきます。

この橋につきましては、石寺地内の久保橋と滝ノ下橋の2橋でございます。

橋梁点検につきましては、本年度において石寺、高橋、それから祝橋、久保橋、滝ノ下橋、和東大橋は歩道ということで、五つの橋を点検しておりました。

その結果、久保橋と滝ノ下橋については、ライフコストの関係でかけかえのほう安くなるという判断が出てきました。現実でいいますと、今サポートを受けているような状況まで傷んでおりまして、この橋を直すための橋台の位置のボーリングということで今回上げさせていただいております。

○議長（小西 啓君）

村山議員。

○3番（村山一彦君）

久保橋はわかりましたけど、もう一つの橋の名前が聞き取りにくかったんですけども、それは石寺の橋ですか。

○議長（小西 啓君）

建設事業課長、ゆっくり。

○建設事業課長（馬場正実君）

久保橋につきましては、石寺道堂にかかっている橋でございます。

滝ノ下橋につきましては、石寺中黒にかかっている橋でございます。

○議長（小西 啓君）

村山議員。

○3番（村山一彦君）

それでは、次ですけども、その下にある補償金ということで120万円計上されておりますが、先ほど総務課長のほうから、町道山口線というようなことを聞きましたが、どのような形で補償金ということで出しておられるか説明願いたいんですが。

○議長（小西 啓君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

道路新設改良費の補償金でございますが、先ほど私のほうから説明しました簡易水道特別会計の入120万円がこちらに当たりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小西 啓君）

村山議員。

○3番（村山一彦君）

それでは、町長にお聞きしたいんですが、先週ですね、総務課長のほうから聞いたんですけども、現在の経常収支比率が97から98%ということを知りました。私の記憶では、昨年度は87%ぐらいだったかと思います。一昨年は83%ぐらいだったかと思いますが、かなり要するに硬直化してきているということで、これは交付金の減少に伴うものか、どのような形でこういうふうに変化しているかお聞きしたいんですが。

○議長（小西 啓君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

悪化というよりも、その年度年度によりですね、一つは、財政状況が大きく変わる面と、そして恒常的にずっとアップしてくる面と二つあります。

今、言われましたのは、国とかいろいろ受けていって、この時期にやっていかなきゃならんとか、いろんな問題が、これは投資的経費になるわけなんですけども、経常経費とは異質か知りませんが、それにかかわって経常経費のほうへも影響してくるという面もあります。はっきり言って、将来に向けての投資的な内容が年を越えてあるとふえてきたというふうに理解するべきかなというように思っております。

これは形状というところでありますので、やっぱり財政状況というのは見定めながら経常的なものについては削減、財政を気にかけてきちっと見ていく時期にあるかなというふうに思っております。

○議長（小西 啓君）

村山議員。

○3番（村山一彦君）

投資的なのことはどういようなことか、その1点をお答えいただきたいんですが。

○議長（小西 啓君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

お答えするときに間違えたかわかりませんが、経常経費を見るときには経常的な問題ですけども、ある意味では投資的というんですか、工事とかいろんな面において今やらなきゃならんというものが重なっている面もあります。そういう意味を考えていることと、やはり一つは、その財源として皆さんの補正の中で見ていただきましたらわかりますように、過疎債とか辺地債とかありますが、そういう時期について、この

時期だからこそこれを入れてこの財源でやっておこうかなという面が無理してあるのかなというふうに認識しております。そういう意味では、私がさっきいいましたように、この時期時期にやらなきゃならん面があるのと、もう一つ、それを通年化した中で考えていくべきがあるのかという面で考えますと、通年化する中ではもう少し考えていかないと、この時期にやらなきゃならんものが重なってきているというふうに理解いたしております。

○議長（小西 啓君）

村山議員。

○3番（村山一彦君）

以前から和東町は財源不足が常々言われております。だから、やはり財源をどうするかということについては、交付金が削られてきている現状では非常に難しいかと思いますが、その辺は手腕ということで頑張っていただきたいと思います。

それで、7ページなんですけど、寄付金として29万5,000円、これはふるさと納税だと思うんですけども、昨年度は100万円を超えたということで聞いておるんですが、今現状で、要するに、営業時間いいますかね、残された時間は1週間ほどしかありません。今現在でどれぐらいになっておるか、資料がありましたらお答えいただきたいんですが。

○議長（小西 啓君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

村山議員のご質問にお答えさせていただきます。

12月16日現在ということで、今週の月曜日現在でございますが、寄付件数が27件、総額40万円となっているところでございます。

以上です。

○議長（小西 啓君）

村山議員。

○ 3 番（村山一彦君）

ということは、昨年度の目標は不可能だと、昨年度の実績に達するにはね。だから、このふるさと納税というのは、新聞紙上を見ていると、要するに、自治体のお金の奪い合いというような形になっていると思います。だから、泉佐野市などは例外ですけど、非常にたくさんとっているところがあって、東京都内あたりでは非常に流出が多いということで苦しんでおられるということは聞いております。

2 年ほど前ですか、一般質問もさせていただきました。長岡京市は返戻品なしで 1, 0 0 0 万円近いふるさと納税をいただいているというようなことを言いましたけども、何か考えんと、昨年度は 1 0 0 万円、今年度は 4 0 万円というようなことになると、やはり何をするにもお金が必要ですし、その辺のことを何かいい考えを考えておられるのか、総務課長、お願いします。

○ 議長（小西 啓君）

総務課長。

○ 総務課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

ふるさと納税の関係でございますが、村山議員も新聞等でご承知かと思いますが、和束町ならではの返戻品を来年度からできたらということで検討しております。

あと、村山議員もいつもおっしゃっていただいていますように、やはり和束町の何の目的に使うんだということで、目的を明確にして住民の方に P R をする。

それとあわせて、来年度予算は今、要求をしているところなんですけども、やはりふるさと納税をされる方、その町のホームページを見て、やはりこの町やったらというところもありますんで、やはりホームページをリニューアルをして、インパクトの強い内容でいきたいなと思っているところでございます。

以上です。

○議長（小西 啓君）

村山議員。

○3番（村山一彦君）

とにかく頑張っていたきたい。

それですね、せんだって新聞を見てましたら、毎日新聞ですけど、以前にも出てたそうなんですが、和束町の地域おこし協力隊員の方がてぬぐいをつくったということで新聞に載ってました。私も二、三日前に商工会のほうへ行きまして見ていましたら、結構、手土産にするにはいいようなもんだと思いました。実物はこういう形で2色あるんですね。和束という名前が入ってます。だから、880円というのがちょっと高いかなと思うんですけど、これからやはりこういうものもいろんな形でPRして、皆さんもどこかに行かれる際には手土産にちょうどいいかと思います。だから、これとお茶とセットで友達にあげたら喜ばれるんだろうなと思いますので、やはりこういう形で地道なことで和束町をPRしていただきたいと思います。

以上、質問を終わります。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

一般会計の9、10ページのところの交通対策費で、和束町地域公共交通会議委員謝金というのが出ておりますけども、この地域公共交通会議というものの会議はどういう会議なのか、また、どういうメンバーといいますか構成でこういった会議が開かれているのか説明いただきたいと思います。

○議長（小西 啓君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

まず、地域公共交通会議の位置づけですけれども、これにつきましては、道路運送法等によりまして自家用有償運送、また奈良交通の国庫補助の路線ですね、こういう公共交通に関しまして、それぞれの市町村で協議会を設置しなさいよということに基づいてさせていただいているものです。

委員につきましては、15名の委員で構成されております。和束町長、奈良交通株式会社、一般社団法人京都府タクシー協会、住民代表が3名、近畿運輸局京都運輸支局、奈良交通労働組合、立命館大学衣笠総合研究機構、和束町路線バス対策協議会の委員さんがお二人、京都府木津警察署、京都府山城広域振興局、京都府山城南土木事務所、和束町の建設事業課、以上の15名で構成されまして、第1回につきましては11月に開催をさせていただきました。

今回、補正予算でお願いしているのは、2月、3月にそれぞれ1回ずつ地域交通会議を開かせていただいて、奈良交通の対策、そして現在、グリーンスローモビリティということでゴルフカートを走らせていただいているんですけれども、その自家用有償運送に向けた協議ということでご理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

そういった会議だということで、今、説明いただいたんですけれども、いわゆるこれまで和束町の路線バス対策協議会であるとか、あと、この間、関西本線の沿線の関係の東部の関係で構成されている協議会というか、そういったものもこの間、開かれて、そこでも公共交通についていろいろと議論され、また、広域バスなども、そこで決められたことの中で、今、運行がやられているわけなんですけれども、そういった会議ですね、ほかのところとの関係というので、この公共交通会議というのはどういう位置づけになるのか、いろいろほかにも同じような公共交通を議論し、また、いろいろと具体化

していく場があるわけですが、それと地域公共交通会議というのは、ここ自身はどういう役割を果たすのか、ここが一番決定権があるのか、その辺はどういうような位置づけなのでしょう。

○議長（小西 啓君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

はい、お答えいたします。

まず、相楽東部3町村で構成されてます加茂以西の協議会の関係でございますが、これにつきましては、やはり3町村の公共交通の総括的な役割を持っているということで現在協議されていますのが奈良交通バス、そして相楽東部の広域バス、そしてそれぞれの町の取り組みを報告して、よりよい公共交通の整備に向けた検討を行っているところでございます。

和東町路線バス等対策協議会につきましては、これはJRバスが廃止される際に住民と一緒に路線バスを維持しようということでもともとできた協議会でございます。これについては、一定、任意団体ということになりますが、議会、そして住民、そして和東町内の団体各種の方が賛同されてご出席いただいているものなので、住民の総意をまとめていく場というふうに理解をしております。

その上といたしまして、地域公共交通会議があるものと理解しております。ですから、和東町路線バス対策協議会の副会長お二人に代表で出ていただきまして、和東町の公共交通のあり方を議論していただく場となっておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

これから来年に向けて複数回会議を開くという話がありましたけども、一定、来年

度の奈良交通のあり方であるとか、また、試験運転ですか、実証運転されてますけども、ゴルフカートの運行について今されておりますけども、その辺も含めて、年度内のところで来年度以降の公共交通のあり方が一定結論が出るということでしょうか。

○議長（小西 啓君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

今、事務局のほうといいますか、総務課内で指示をさせてもらっておりますのは、1月の下旬に路線バス等対策協議会を開催させていただきまして、10月、11月の奈良交通の最終便の利用状況、また私どもが12月、先週ですけども、実施させていただきました奈良交通の実態調査、そしてグリーンスローモビリティの今後の方向性ですね、そういうのを決めさせていただきたいと思います。

それを受けまして、地域公共会議を開かせていただいて、グリーンスローモビリティの自家用有償運送の許可に向けた協議、それと、やはり奈良交通のバスの利用自体が最終便につきましては利用が少ないということがありましたので、その対策をどういうふうに持っていくかということで、4月以降の路線バスのあり方を検討していただく予定でございます。

以上です。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

この公共交通の問題というのは、議会でもこの間、この秋の研修については公共交通一本で研修をさせていただいて、これをどういうふうにしていくか大変大事な時期に来ていると思うんですけども、視察もさせていただいて改めて感じてますが、やはり公共交通というのは本当に利用してもらえそうなバスにしていくためには、や

っぱり負担の問題ですね、負担が軽いほうがいいということと、それからダイヤですね、利便性というものが一定確保されないと利用というのは伸びないというのが結論だったというふうに思っているんですね。ですので、今後、この公共交通会議も含めていろいろと議論されると思うんですけども、やはり負担の問題と利便性の問題は両方両立できるような公共交通を今後検討していかないと、今のような中でちょちょ動かしただけではなかなか乗っていただけるというか、利用できる公共交通にならないんじゃないかというふうに思いますので、その辺についてぜひ真剣に考えていただいてやっていただきたいと思うんですけども、その辺の考え方というのは担当課としても協議いただいているでしょうか。

○議長（小西 啓君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

今年度の議会の視察の関係ですけども、議会事務局より資料をいただきまして目を通させていただきました。

やはり路線バスの含めてなんですけども、地域公共交通、やはり核となるところが必要だということは岡本議員もご承知いただいていると思います。ただ、和東町の地形、今の路線の体系を含めましてなかなか難しい状況であります。

一方、負担のほうでございますが、やはり奈良交通のバスは高いというイメージがございます。しかしながら、奈良交通バスにつきましては、奈良交通の決められた運賃の中で営業されておりますので、和東に限って安くしろということではできませんので、違った方法の検討は必要かと思います。

以上です。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○ 8 番（岡本正意君）

奈良交通の運賃が高いというイメージがあるんじゃないくて、高いんですね。イメージじゃなくて実際高いんです。だから、イメージといたら考え方とか、それぞれが高いと思うとか、安いと思うとかいう、そういうことになってしまいますから、そこは誤解を与えますので、基本的にやっぱり高いわけです。

地域によっては、加茂駅に行って帰るだけで1,000円以上かかりますし、それがやっぱり具体的に高いわけですね。そこはイメージの問題じゃなくて、実際の問題としてちゃんと考えていただかないといけないと思いますし、やはりその負担をどう軽減するかというのは、奈良交通さんは奈良交通さんの経営がありますから、それを勝手にさわることはできませんけども、だから、そこについて町として、補填している側としてちゃんと負担をどう補助していくかということは町ができることですから、高校生の通学補助も含めてですね、一定のちゃんとした負担の軽減については打ち出していきたいと思いますので、それも含めて強く要望しておきたいと思います。

次にですね、簡易水道会計に関係してですけども、10月に水道委員会が開かれてあるということで聞いておりますけども、このときの審議の内容について説明いただけますか。

○議長（小西 啓君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

第1回の委員会で大体の内容を説明させていただきまして、第2回の委員会におきましては現状の問題と、それから今後発生する問題をつけ加えて説明をしております。

具体的に言いますと、今までやってきました統合の関係の今後の返済絡みの関係の話をさせていただいて、今後想定はしているんですけども、次年度以降発生してくるろ過池の修繕の関係が残っておりまして、その分を含めた中で、今後、料金の検討を

していかなければならないということで、その点まで説明をしております。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

それですね、一応、先日いただいた水道委員会の議事録でいいますと、議題が収支の予測、それから水道料金改定案についてということで議題になっています。その質疑応答というね、これがそのままなのかどうかは知りませんが、例えば質問の中で、今後、国庫補助金や地方債が見込めない中では、料金収入が唯一の収入源になるのかという質問がありますけども、それに対する応えは一体どういうものなのかというのがわからないような状況になっているんですね。その上で、例えばもう一回質問がありまして、料金収入は少しずつふえていっているが、この数字はどうやって出したのかというふうな質問があって、課長が80%や85%までアップしないと黒字にならないという現実が明らかになったというふうに応えてます。これは一体、何について議論する中こういう話になっているんですか。

○議長（小西 啓君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

当時の内容でいいますと、实际的に補助事業を持って統合事業を行ってきた関係で、統合事業に関しましては約3分の1の補助金がずっといただいていたと、なので、その残りの分も起債の発行等の事業費をどう賄うかということは、先ほどの国庫補助事業に変わってきた内容でございます。

今後の国庫補助事業の対応にできないところに関しましては、ろ過池の砂の入れかえというのは砂がほとんどない状況になっていますので、そのろ過池の砂を新たに入れかえるというところの部分に関しましては、完全なる維持管理の内容になります。これに関しましては補助事業対象じゃないので、この部分の財源もどこかから見

出していかなければならないということで、その財源が必要になってくるということも踏まえた中で料金改定を段階的にやっていくのか、それとも一時的に上げていくのかというのを検討していかなければならないというような内容になっていると思います。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

これまで議論してきた前提として、いわゆる平成29年度につくられた経営戦略がありますね。それに今後、当時でいえば平成32年度から値上げしてという話になっていましたけども、そのときで25%という値上げが必要だというようなことが経営戦略に書いてあって、それに基づいてこれまでずっと議論していたわけですね。今回、水道委員会の中で80%や85%までアップ、これは料金収入をアップしないと黒字にならないという現実が明らかになったと言っているんですけど、この80%や85%までアップしないと黒字にならないという現実というのは一体何を根拠に言っておられるんですか。何か具体的な、経営戦略以上にそういうようなことが明らかになった資料というのはどこにあるんですか。

○議長（小西 啓君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えさせていただきます。

その件に関しましては、当初の経営戦略の中に浄水場自体の維持管理に関しましては、今のままでひっぱっていければもう少しもつだろうという判断をしておりました。ただ、その後の流れからいいますと、今回うちの水道につきましては、表面水をとっている関係で、ほぼ1カ月半か2カ月ぐらいで、かなり最近ではペースが速くろ過池がダウンしております。ろ過池のダウンがしていく関係で、ろ過砂をかなり上げてい

るという状況になりまして、その部分が若干出てきたと。それを積算を入れますと、1基当たりにかかなりの金額がかかるということで、それを4基やり直すとなりますと、その部分が大きくはね上がるということでございます。

それと、先ほど出ておりました料金収入につきましては、ここ数年、若干の伸びを出しております。いろいろな意味もあるんですけども、伸びが出ておまして、その伸びが今後も伸び続けるかという話になりますと、人口減少が想定以上に減少しているという状況の中で、料金収入から得られる収入が当初の平成26年ぐらいの試算では間に合わなくなっているというのが現状でございます。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

ということはですよ、いわゆるこの間、値上げしたいというふうに言ってこられた根拠にしていた経営戦略というものが、結局、そもそも破綻しているというかね、全く意味のないものになっているということじゃないんですか。

この前まではね、8月の水道委員会ではこんな話は全然出てなかったと思うんですけどね、それからたった2カ月の間に80%や85%まで料金をアップしないといけないみたいな、そういう現実だという話になってますよね。今、言われたようなことというのは口頭ですけども、そういう新しい状況を踏まえた経営戦略とか、そういう値上げを必要があるというんだったら、それに基づいた値上げ案、そういったものがあってしかるべきだと思うんですね。そういうものはあるんですか。

○議長（小西 啓君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

今それをもう一度試算し直しているのが現実でございます。といいますのも、旧西部水源の管路につきまして試算を入れた段階で十数億円の改修が必要になってくると

いう状況があります。これも耐用年数４０年を超えておりまして、行く行く発生するだろうということを含めてもう一度検討し直さなければならないというところは確かに出てきております。ただ、今回の値上げに関しましては、今回行いました統合の部分からどこまでプラスアルファするのかというのは、まだ答えを出しておりませんので、今、試算中でございます。

○議長（小西 啓君）

井上議員。

○６番（井上武津男君）

それでは、私のほうから１点質問させていただきます。

一般会計補正予算（第４号）の１６ページで工事請負費、ガラスハウス移転、これは完了時期が大体どれぐらいの時期になるか。４月、５月のゴールデンウィークに間に合うかどうか、この点についてお聞きしたいと思います。

○議長（小西 啓君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えさせていただきます。

現在設計中でありまして、もうそろそろ設計が上がりますので、年度内には頑張って完成させたいという思いでおりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小西 啓君）

井上議員。

○６番（井上武津男君）

年度内に間に合うということでしたら、４月、５月のゴールデンウィークには間に合うということですね、結局は。

○議長（小西 啓君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えさせていただきます。

確定的なお答え、つらいところがございますけども、年度内に完成するように努力したいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（小西 啓君）

井上議員。

○6番（井上武津男君）

完了後、裏の駐車場へ道幅はとにかく大型バスが通行できるぐらいの大きさになるんでしょうか。

○議長（小西 啓君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えさせていただきます。

前のときにもご説明させていただいたと思うんですけども、観光バス、常時離合しながらのやり方というのは難しいとは思いますが、裏の駐車場に何とかして入れていくという方向の中で、今回のガラスハウスの改築というのもあわせて考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小西 啓君）

井上議員。

○6番（井上武津男君）

それと、移設されたガラスハウス、移設先の前ですよ、その利用目的というのはどのような形のものにされるか考えておられるんでしょうか。

○議長（小西 啓君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

お答えさせていただきます。

この前の議会のときに、改修して使えるというふうな形で当初は考えていたんですけども、構造自体が鉄骨の骨組みにアルミで、それを補強していくと建てるぐらいのかなりのお金がかかるということで、今回、9月の定例会で条例改正させていただきまして、廃止ということでご承認いただいた案件になっておりまして、除却という形でございますので、よろしくお願いします。

○議長（小西 啓君）

井上議員。

○6番（井上武津男君）

除去ですか。そしたら完全にとってしまうということ。わかりました、済みません。

○議長（小西 啓君）

岡田泰正議員。

○7番（岡田泰正君）

住民課長にお願いしたいんですけども、月に1回ですね、時間延長して窓口業務をされておりますけれども、その利用客は大体何名ぐらいの方が利用されているのかお知らせいただければと思います。

○議長（小西 啓君）

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

はい、お答えいたします。

毎月第2・第4火曜日につきまして、税住民課の窓口での証明書の発行業務、通常5時15分までを午後7時まで延長しております。月2回ということでございます。

利用される方、住民票とか戸籍謄本、印鑑証明をとられる方がありまして、ただ1回当たりに直しますと、現在のところ1人に満たない0.何人という形でございます。

○議長（小西 啓君）

岡田泰正議員。

○ 7 番（岡田泰正君）

今の答弁をいただくと、ほとんど利用というものが少ないというふうに感じられるわけなんですけれども、人数的には何名ぐらいの体制でやっておられるのかお答えいただきたいのが 1 点あります。

それと、これに対応する方法として、ほかの自治体等々を観察していると、各市町村には大体コンビニというものができておりまして、そのコンビニを利用して委託をして証明、例えば、先ほどおっしゃいました印鑑証明とか住民票とか戸籍抄本とか、そういったものを取り扱っていただけるようなシステムがございます。和東町におきましてもローソンというコンビニがございまして、そちらのほうに委託をすれば、わざわざ時間延長して待機してやると。たくさんに人数が来られて対応するのであれば、いろいろコミュニケーションをとって対応するのであれば必要かと思うんですけども、ただ発行するだけの業務というふうな考え方であるならば考えを変えていただいたほうがいいのではないかと考えておりますが、その辺についてお答えいただけますか。

○議長（小西 啓君）

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

はい、お答えいたします。

まず、利用者があった場合の体制でございますが、現金の取り扱いが発生しますので、管理職・私ともう 1 名という二人体制でやっております。

それと、二つ目のいわゆるコンビニ交付ということでございます。コンビニ交付にはマイナンバーカードを利用してもらうというのが大前提となっておりますが、市町村にとってもコンビニ交付のシステム構築が必要となってまいります。

ちょっと前に一旦試算といいますか、一体どれぐらいかかるのかなと、また、そういうイニシャルコスト、それからランニングコストを考えたときに、当然、コンビニ

交付を利用される件数にもよってくるんですけれども、例えば、年間５００件とかでしたら、１通当たりの発行コストが何千円、７，０００円、８，０００円とか、そういう形になってまいりますので、もっと研究をしないといけないかなというふうには考えております。

○議長（小西 啓君）

岡田泰正議員。

○７番（岡田泰正君）

今、ランニングコスト等々でお答えいただいたんですけれども、それはもう既にシミュレーションされた数字ということで理解していいんですか。

○議長（小西 啓君）

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

シミュレーションといいますか全く大ざっぱな数字、J-LISという地方公共団体の情報システム機構を通じてこのシステム構築をすると。そこのホームページにイニシャルコストとして２，０００万円、ただ、それ以上の例えばコンビニとの契約、さっきおっしゃったローソンだけではなくて大手のコンビニは大体入るかと思いますが、その契約が１件当たり幾らとか、別途それが必要となってくるので、全くの大ざっぱな計算ではあるんですけれども、最低２，０００万円ぐらいはイニシャルコストとしてかかるだろう。

それから、ランニングコストとしても、市町村の規模によっても変わってくるんですが、和東町の場合でしたら、恐らく年間７０万円かかってくるということで、そういう数字が出ておりましたので、それをもとに計算をしました。

○議長（小西 啓君）

岡田泰正議員。

○７番（岡田泰正君）

今の状態を聞いていますと、結構たくさんのお金がかかるんだなあというふうに理解をするんですけども、これから先、マイナンバーカードというものが２年、３年後において普及されてまいります。その普及率にもよりますけれども、それによりましてサーバーの改善とか、そういった設備投資が必要になってくる。それにひもをつけて、そういうシステムを利用していくという方向の中で今後考えていただくことが住民サービスにとって望ましい方向じゃないのかなと。これはお金云々ということじゃなくて、一つの自治体の方向性の位置づけとして考えていただきたいと思うんですけれども、その点についての答弁をお願いします。

○議長（小西 啓君）

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

はい、お答えいたします。

先ほどコストの面ばかり申し上げましたけれども、おっしゃるとおり利用者、特に住民の方の利便性の向上というのも、もちろんその対局として必要となってまいりますので、その辺、ほかの市町村の事例も参考にしながら研究を続けたいと思います。

○議長（小西 啓君）

岡田泰正議員。

○７番（岡田泰正君）

それでは、よろしくご検討いただくようお願いをしておきたいと思います。

それから、次、１４ページの老人憩いの家のことについてご質問させていただきたいんですけれども、これはなぜ当初予算の中で予算計上されなかったのか。

というのは、雨漏りの対策は屋根の対策ということなので、常時、こういうことがわかっておった時点で、今、屋根対策をしなきゃならないという急を要するような事態じゃなかったように思います。前からこういうふうな状態があつてされるのであれば補正予算じゃなくて予算計上の中で計上されるべきだと思うんですけれども、その

辺についてお答えいただけますか。

○議長（小西 啓君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

老人憩いの家につきましては、確かに雨漏りのほうは従前からございました。

今回補正で上げさせていただいた理由でございますが、今年度当初から工事の積算の等々、調査のほうをしまして、いわゆる積算が上がりました。雨漏りだけでしたらまだよかったんですけど、ただ、屋根の表層部分も大分劣化してきて、場合によったら強風で飛ぶというのを近隣住民さんからもお聞きしまして、それであればできるだけ早いうちにやっけてしまおうと。

実は、本来の計画では来年度当初の予算に上げさせてもらってというような思いもしておったんですけれども、というので、今回、補正で上げさせていただきました。今年度の当初スタートにつきましては、これの設計のほうを上げさせていただいて進めていったということでございます。

○議長（小西 啓君）

岡田泰正議員。

○7番（岡田泰正君）

そうすると、この金額は予算のほうは予備費で対応されるのか、半分補助金が入っているみたいなんですけども、自己財源が170万円余り入っていますけれども、これは予備費で対応されるのか、新規の予算になるんですか。どちらですか。

○議長（小西 啓君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

これは新規の予算でございます。

○議長（小西 啓君）

岡田泰正議員。

○7番（岡田泰正君）

わかりました。

とりあえず、今の状態であれば無理だったのかもわからないですけども、こういう補正につきましては、当初予算どおりの執行が困難になった場合というのが一つの大義名分ですので、その点を留意していただいて、できるならば、私はこれは本予算のほうで計上していただいたほうが、より理解を得やすかったのかなと思ったりしておりますので、質問させていただきました。

それから、もう1点ですね、14ページに墓地整備事業補助金という項目が挙がっておりますけれども、補助対象事業というものはどういった事業にされるのか、また補助率等について御答弁をお願いしたいと思います。

これは和東町の共同墓地の整備補助金の要項がありますので、それに沿ってやられているんだと思うんですけども、あわせて答弁していただきたいと思います。

○議長（小西 啓君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

お答えさせていただきます。

まさにその部分の補助金でございまして、今回補正させてもらっているのは伐採ということで、墓地の上に木があって、それが倒れるということで、白栖区長様のほうから要望があったということで、この事業につきましては、要望が上がった時点で予算化させていただいておりますので、今回は白栖区の墓地の木の伐採ということでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小西 啓君）

岡田泰正議員。

○ 7 番（岡田泰正君）

補助率はどのようになっていますか。

○議長（小西 啓君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えさせていただきます。

補助金の事業どおり 2 分の 1 でございます。

○議長（小西 啓君）

岡田泰正議員。

○ 7 番（岡田泰正君）

それでは、次に、もう 1 点だけお伺いしたいと思っておりますが、先ほど井上議員さんのほうからも話がありましたけれども、その中で農業関係のことなんですけれども、茶園環境改善整備事業補助金ということで 2 8 6 万円計上していただいております。これは整備事業というか、茶管理にはいろんな機械の設備であるとか、圃場の整備であるとか、品種改良とか、あるいは防霜ファンとか、施設とか、いろんな整備事業というものがあるわけなんですけれども、これは一体何を持って補助事業という項目で挙げられているのか、細かいところなんですけれども、ご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（小西 啓君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えさせていただきます。

この事業につきましては、議員が今おっしゃったとおりの事業の内容でございまして、当初予算におきましては、茶棚の関係の経費として 1 7 6 万円ほど補助金として計上させていただいていたんですが、ことしの 5 月 8 日の霜の関係で長らく申請がなかった防霜ファンを設置したいということで出てきまして、それが 1.4 ヘクタール

ぐらいの規模でございます。それにつきましての事業に対しましての補助金ということで286万円を上積みするということですので、よろしくお願いいたします。

○議長（小西 啓君）

岡田泰正議員。

○7番（岡田泰正君）

防霜ファンというのは珍しい。今まではにぎやかやったんですけど、かつてなかったですけどね、最近急にことしの霜によってやられたということで、これに伴って収入保険が去年あたりからされておりまして、ことしなんかでも応募のほうで共済のほうから回っておられますけれど、今のところそういう応募者はどれぐらいの方が応募されているか、そういうのは理解されていますか。

○議長（小西 啓君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えさせていただきます。

一昨日、共済部長会議がございまして、そちらのほうに私も出席させていただきました。去年の段階で3軒の方が加入されてまして、ことしまた3軒が加入されるというようなことは共済組合のほうからは聞いております。

○議長（小西 啓君）

岡田泰正議員。

○7番（岡田泰正君）

以上です。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

済みません、先ほどの続きで、あと2点ほどいただきたいんですけども、先ほどの

話では、そういった新しい条件というか、そういったものが出てきているのはお認めになりながら、それはそれとして今後やりながらも、当面、お願いしている値上げについてはまた別として検討するなんてことはね、到底納得が得られないと思うんですね。これまでもともとやってきた根拠にしてきた計画自身が破綻しているわけですから、そこはちゃんと根本的に見直してもう一回ちゃんと出すべきだということに思いますので、そこはぜひそうしていただきたいと思うんです。

一つだけここで確認したいんですけども、この質疑の中で、さっきも触れましたけど、今後、料金収入が唯一の収入源になるのかという質問がありますよね。それに対してここでは余り答えられてない面があるんですけど、実際その料金収入だけで簡易水道の事業をやるなんていうことは現実的じゃありませんよね。ですから、それは実際の見通してどうなのか。値上げする、せんは別にしても、料金収入だけが唯一の収入源なんてことはあり得ないと思うんですけど、何らかのそういう事業をする上での工夫なり、国なりのそういった補助金なり、財源があるだろうし、町からももちろん一般会計からのいわゆる法定内の負担もあるだろうしというのがふつう考えることだろうと思うんですけども、そういう料金収入だけで運営するということはないと思うんですけども、そこはそういうことでよろしいですか。

○議長（小西 啓君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えさせていただきます。

基本的にそこで収入源の一番大きな本元については料金収入ということになろうかと思えますし、質問に対してはそのように答えております。

今、言われるように、事業をやるのであれば、できるだけ有利な補助事業も探しますし、町からというよりも、繰出金については、法的にいただける繰出金をいただくというような方法もあります。ただ、1点だけ懸念したことでは、今後、水道法の改

正が来年から本格的に動き出しましたら、今、非適合の会計を持っていますけども、これが公営企業ということになってきますので、どうしても料金収入がある一定ない限りはほかのことができないというのが事実になりますので、その辺のことは今後覚悟していかなければならないという意味の私の回答になっておりますので、よろしくお願いします。

○議長（小西 啓君）

岡田泰正議員。

○7番（岡田泰正君）

公営企業会計になるからといってね、例えば、繰り入れとかも法定外もできないとかいうことにもしなっていけばそもそも運営できないわけですよ。結局、値上げしかないみたいな話になるわけで、そんなことを町長として許せないと思うんですよ、そんなことをそのまま放置して、それしかありませんというわけにいかないと思うんですよ。ですから、それはやはり適切に府なり国に対して、小さな町の水道を守っていくという意味でちゃんと財源確保をしていただくということを強く要望することが大事だというふうに思いますので、そこは町長の役割だと思うんですよ。

命を支える水ですから、これは料金の値上げとか、そういうことだけに集約するんじゃなくて、そこを町長として、ちゃんと国や府に責任を果たさせると。町としてもできる限りのことをちゃんとすると、そういう意味での構えというのが必要だと思いますので、その辺、町長にお聞きしておきたいと思います。

もう1点、課長に確認しておきたいのは、これは何遍も言っていますけど、どうして水道委員会の情報についてちゃんと公開しないんですか。前の9月の常任委員会でも、水道委員会で議論した中身とか、そういったものは住民の負担にかかわることだから、会議録なりこういった資料をホームページなりにちゃんと公開して、いつでも見れるようにしてくださいというふうに言いましたよね。あれから一つもしていないじゃないですか。どうしてしてくれないんですか。何かできない理由でもあるんですか。

こういった資料をいただけますかといってすぐ出せるぐらいだったら、それぐらいすぐにできるんじゃないんですか。そんな住民の目の届かないところでこういういろんな話をしていて、いつの間にか値上げしてましたなんていうことになったら絶対だめなわけでしょ。最低限こういう情報公開をちゃんとするということは行政としてね、あなたたちは安倍政権じゃないんですからね、何でもかんでもシュレッダーにかけて、ありませんでしたなんてことじゃないと思うんですよ、真面目に仕事をしてられるのであればね。だから、こういうこと自身はちゃんとすぐできることですから、これまでの分も含めて速やかに公開していただきたいと思いますので、その辺お願いできますか。

○議長（小西 啓君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

今の情報公開につきましては、今期の定例会前の委員会でもご指摘を受けておりまして、現段階では公開をしております。1回目も2回目も出ておりますので、ホームページを見ていただければわかると思います。

ただ、どういう形で出すか。先ほどから岡本議員が言われているように、今どういう問題があるのかということが委員会の中で出ましたので、先ほど出てましたように、話が余りにも大きくなっていることもありましたので、どういうぐあいに出すかというのは内部で大分検討していた結果がありますので、その辺についてはご理解を願いたいと思います。

○議長（小西 啓君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

今、岡本議員が言われますように、水というのは生活に大事である。そういう意味

において、簡易水道の制度の趣旨に従って努力していくべきだろうと、このように思っておりますし、そういう方向で努めてまいりたいと思います。

一方、そういう考えに立って、国のほうにも、5,000人未満の簡易水道、小さな自治体がこれを担っているわけですから、国としても当然こうしたところに目を向けて充実させていくべきだということは強く要望もしておりますし、これからも要望していきたいと、このように思います。

○議長（小西 啓君）

岡本議員、今の値上げの問題の水道の件ですが、情報公開をしてほしいというでしたら、私のほうに文書を持ってきてください、私が総務課長に出すように言いますから。

それでよろしいですか。

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

これはもう既にいただいていますから、ただちゃんと住民に知らせないといけないということなので、私にいただくだけではだめだということを言っているんであって、していただいたということなので。ただ、中身についてはもう一回吟味して、それで十分かどうかはまた議論したいと思います。

次にですね、13ページの保育所費の関係なんですけども、この間、保育所の関係でいいますと、いわゆる耐震の関係でいろいろと保護者の方とも協議していただきながら、どうしていくかということで議論していただいているというふうに聞いてはいたんですけども、いわゆる耐震工事をして今の施設を補強するという事でいくのか、それか、もう根本的に建てかえて新しいものにしていくのかという話もあるというふうに聞いていたんですけども、来年度の予算も一定議論もされている中ですから、実際この辺のことについてはどういう方向なんでしょうか。

○議長（小西 啓君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、あの建物自体、相当古い。また、耐震が必要だということで、耐震を含めた大規模改修、また費用対効果のほうを考えまして、今後のことを考えまして全面的建てかえ等々を、今、コンサルを使いまして、どれが一番向くのか、また、和東町の今後にいいのか調査をしているところでございます。

まだ調査段階ですので、どうこうという方向は出ておりません。実際に完全に改修をし、雨漏り等もございますので、そこら辺等も含めて全部改修したときの費用、また建てかえたときの費用、改修の場合につきましては、やはり改修ですので、その後の建物のランニングコストのほうも考慮した中で、今、策定している最中でもございます。それができ次第、町長なり副町長なり、また関係機関等と相談しまして、一定の方向を決めさせていただくということで、場合によったら当初予算には方向性とか予算には間に合わないかもわからないというところで今やっているところでございます。

一応、調査に係る期間としましては、今年度3月をめどにしておりますので、もし方向が決まって、実際に工事のほうの予算をつけさせていただいたら、場合によったら6月補正になる可能性もあるということでございます。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

ということは、早くても来年当初は間に合わないかもしれないけども、6月ぐらいに何らかの結果に基づいた工事というか、整備をしていくということだと思っておりますけども、実際あの保育園自身は、今、言われたように、大変老朽化しているというか、大変古い建物でもあると。これからの地震等のことも考えても実際いつ来るかわから

ないわけですから、そういう意味ではどうなのかという問題もありますし、あと、場所的にも当時としては仕方がなかったのかもしれないですけども、すぐ横にも川があって、水害等の部分でいえば大変問題のあるというか、そういった部分もあると思うんですね。そういう意味では、あその場所で本当にやっていくのがいいのかどうかということは、今の防災上の観点からしてもいろいろ考えなくちゃいけないと思うんですけども、その辺の移転も含めて考えるということはあるということによろしいですか。

○議長（小西 啓君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

確かに議員おっしゃるとおり、後方のほう、南部分ですかね、川が流れておりまして、確かに想定外の雨量でしたら氾濫の可能性もないとは申しません。そのことも考えてはおるんですけども、あの保育園ができた当初に比べると、当然ながら、川幅等護岸の整備も進んでいるという中で、今そのことも考慮した中で大規模改修を現行の位置でするのか、もしくは、そういうことも踏まえた中で、仮に新設するということになるれば、移設ということも視野に入れた中で、今、検討しているところでございますので、ご理解いただきますようよろしくお願いします。

○議長（小西 啓君）

会議の途中ですが、ただいまから午後２時４５分まで休憩いたします。

休憩（午後２時２７分～午後２時４５分）

○議長（小西 啓君）

休憩前に引き続き会議を開きます。質疑を続けます。

岡田泰正議員。

○７番（岡田泰正君）

下水道事業のほうで、語句の説明を教えてほしいと思うんですね。6 ページで特定環境保全公共下水事業債、この特定環境保全というのはどういう自治体に使われて、これはどういうものなのか、語句説明を主にゆっくりわかりやすく説明してください。

○議長（小西 啓君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えさせていただきます。

特定環境保全といいますのは、下水道は、基本、流域的に守られているもので、流域的につくられているんですけども、和束町で1 個の浄化センターを持って事業を行っている事業体を特定環境といいます。

○議長（小西 啓君）

岡田泰正議員。

○7 番（岡田泰正君）

自分とこでろ過池とかそういうものを持っているところという意味でいいわけですか。

わかりました、ありがとうございます。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8 番（岡本正意君）

先ほど水道委員会の関係で話をしていたんですけども、先ほど課長のほうからこの間の資料というか議事録についてはホームページで公開しましたというふうに答弁があったんですけども、先ほど休憩時間にホームページを一応見てみたんですけども、よく何かあった場合にニュースとかトピックで出てますよね。そこに載っていないんですけど、どこに載っているんでしょうか。

○議長（小西 啓君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

新着情報には載せておりません。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

新着情報とか下のトピックスのところに載せなかったら、載せたかどうかも見たくも、何もわからないと思うんですよ。今こうやって載せましたよと言うから載せたんかと思って見ましたが、見たけど載ってないと。どこへ行ったんかと思って、どう見てもわからないから、ほかの和東町水道とか検索して、そしたら出てきて、水道のところにあるんだなというのがわかりましたが、そんなんでは公開したことにならないでしょう。

こそって何かやりましたよというね、載せてますよと聞かれたら載せてるんですわという程度のことで、パッと見てそういうことがあるのかというのがわからなかった何も公開したことにならないんじゃないですか。何で課長らしくないというかね、そういうこそっとした感じで、誰もわからないような形で載せてるというんじゃないくて、せめて新着には載せてですね、今後そういったことが改定を今、議論しているということ自身が住民が広くわかるように公開しないと公開した意味がないんじゃないですか。その辺、誰が見てもわかるように公開していただきたいと思いますけど、どうですか。

○議長（小西 啓君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

ご指摘の件につきましては、以後、注意しながら載せるようにしていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

それはすぐやってください。そうでないと本当に公開の意味がなくなりますし、そこはちゃんとやっていただきたいと思うんです。

それで、もう一つ確認したいのは、ここに一応、資料としていただいていますけども、いわゆるどういうことが議論されているのかということを知る上では会議録とかいうのは大変重要な資料なんですけども、例えば、この間、私が一般質問で取り上げたような子供の関係の計画であるとか、それから、保健福祉施設の検討であるとかいうのも、一応、この間の検討委員会の議事録も全部載せていますし、関連する資料も全部挙げられています。

そういう意味では、いただいたこの資料というのは、一応、議事録とはなっていませんけども、これはそのままですか。ここにある質疑・応答で書いてますけど、これは会議で行われた質疑がそのままちゃんと載せていただいていますか、ありのまま。こういう質問に答えてないような流れになっていますけど、ここへずっと質問ばかりが続いてますけど、ずっと質問、質問、質問、質問、質問てね。

結局、最後に急激に値上げするのではなく、緩やかな値上げを考えてくれないかというような質問が出てますけど、これに対してどう言ったんかとかいうことも書いてませんし、先ほど収入が唯一の収入源になるのかということの質問に対しては、そういうふうに答えましたというふうに言いましたよね。でも、これに書いてないじゃないですか、要は、行政が答弁した中身が。ということは、これはありのままじゃなくて、自分で一定都合よくまとめられたやつを質疑・応答してまとめたということだと思うんですけど、こういうことじゃなくて、水道委員会というのは町の諮問委員会、要は、そういう水道の料金などを決める大変重要な会議ですよ、決めるというか諮問する。そういうところのちゃんとした議論がどうなっているのかということであり

のままにちゃんとやっていかないとちゃんと伝わらないと思うんですね。その辺、これで十分だと思っているんですか。

○議長（小西 啓君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

十分じゃないかというのは僕のほうでは判断をしかねるんですけども、現段階では、現状を報告しながら、どういうぐあいになっていくかという質問を聞きながらというところで、諮問にまで至っておりませんので、今後、一定の熟度に達した段階で諮問という形になるのが、できましたら年明け早々ぐらいには何とかしたいなというところは事実です。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

町長ね、これを見られたかどうか知りませんが、和東町のいわゆる会議録の残し方というのはこういう程度なんですか。

例えば、さっき例に挙げたような、ほかの検討委員会とかいうのが、あれが本当に十分かということはもちろんまた吟味せなあかん面はありますけども、せめてあの程度ぐらいはこれについてもやるのが当然だと思うんですよね。

水道委員会でもこれだけわかるということは録音もしておられるだろうしね、どなたが言うたかということ、いわゆる公のところですから隠す必要はないと思うんですけども、ただ、そこを伏せるにしても、でもやっぱりその人がどういうことを発言したのか、行政がどういう答弁をしたのかということがちゃんとありのままだとやるのが会議録だと思うんですよ。

という意味では、大変不十分過ぎるし、いわゆる行政で都合のいいところをつまみ食いして、とりあえずこれだけ差しさわりのない分だけ出しとこか。一定、結論が

出たら、まとめてドーンみたいな、そんなんでは情報公開にならないし、意味がないと思うんですよね。

ですから、町長ね、もう一回確認していただいて、ちゃんと住民の方が見て答えられるような、そういう情報公開をしていただきたいと思うんですけど、その辺いかがですか。

○議長（小西 啓君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

情報公開という意味を大切にしながら取り組むべきだというふうに思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

それがどうなのか、何を意味されて言っているのかわかりませんが、最低限ほかの課でされているぐらいの水準というものをちゃんとやっていただいてですね、都合のいい情報だけ出すとかね、例えば、85%とかそういったものがぼーんと出たら住民はびっくりするから、誤解を生むとかという話をよくされますよね。誤解も何もこれは本当なんでしょう。本当の情報をちゃんと出すということが行政自身の責任ですし、それを隠すということが一番混乱を生むわけで、そういった意味では、情報公開とか、今、国のほうでも公文書のあり方とか、そういうのが大変問題になってますけども、やっぱり行政として政策決定の過程ですから、ちゃんと耐え得るような資料を提示していただきたいと思いますので、これは町長の責任で指導もしていただきたいし、やっていただきたいと強く要望しておきたいと思います。

次に、国民健康保険の関係なんですけども、公開されています国保運営協議会でこの間でいろんな議論をされているのが出てましたけども、その中で一つ確認しておき

たいんですけれども、その中でいわゆる特定健診の圏域による実施というものが、今、検討されているということが議論になっております。その辺、説明いただけますでしょうか。

○議長（小西 啓君）

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

はい、お答えいたします。

特定健診、それから後期高齢の健診につきましては、特定健診という言葉で説明させていただきますけれども、町内の3医療機関、国保診療所と個人の医院さんで受診をしていただくということになっておりますけれども、山城南医療圏では各市町村の区域内の医療機関で受診ということでどの市町村もされておりますが、その他の医療圏につきましては、もっと広い保健所単位の医療圏での受診をされているところが京都府内ではほとんどで、山城南だけのようでございます。それを山城南保健所、旧の相楽郡内の医療機関どこでも受診を可能にするということで、保健所のほうから呼びかけがございまして、実施する、しないも含めまして、山城南保健所管内の国保担当のほうで今、話し合いを進めているというところでございます。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

それは保健所のほうからそういうご提案があったということなんですけれども、山城南の管内だけが各市町村の受診ということになっているので、それを山城南圏域の中でどこでも受けられるようにしていきたいということだと思っておりますけれども、これはそういった議論が、いい悪いは別にして、提案がある背景とか、また、それをする上で期待をされているような効果とかいうものはどういうふうに聞いておられますか。

○議長（小西 啓君）

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

はい、お答えいたします。

かかりつけ医というのををお持ちの方がほとんどだと思います。そのかかりつけ医につきまして、和束町の方はほとんど町内の医療機関ではあると思うんですけども、レセプトを見てもみますとそうとも限らない。

例えば、山城総合医療センターをかかりつけにされている方もいらっしゃるでしょうし、ほかの医療機関をかかりつけにされている方もいらっしゃるかと思います。そういった方々がふだん行っていない医療機関で受診されるのはなかなか敷居が高いということもあるでしょうから、それを払拭するために、ふだん行っておられるかかりつけのところで受けてもらえるようにすることで受診率を上げていこうというのが背景にあります。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

それとですね、もちろん受診率のほうをいろんなところで受けられるようにすることで機会を保障するという意味でそういう話になっていると思うんですけども、あと、仮にそうなった場合ですけども、もしそれが何か一定年度を切って、いつごろまでにそういう結論を出したいというような話があるんであれば教えていただきたいんです。

そうなった場合に、例えば、各相楽郡内のいろんな医療機関にかかった場合に、いわゆる診療データとか、また、大体はそういう医療機関を受けてその結果をもとに健康指導をしたりとか、また、さらに受診を勧めていくということで、健康を守っていくということで行われていると思いますし、また、それをもとにいろいろ町としても保健活動とか医療費の動向なんかを分析するとか、いろいろ役立てておられると思うんですけども、そういった意味での、いわゆるほかのところで受けられるようになっ

た場合の医療機関との連携であるとか、そういったものをどう収集していくかという部分での仕組みの問題なんかは何か具体的なものが示されているんでしょうか。

○議長（小西 啓君）

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

はい、お答えいたします。

まず、仕組みということでございます。

今現在、町内の医療機関を限定しておりますが、それにつきましても、相楽の医師会及び京都府の医師会、それから和束町、この三者で契約を結んで実施しております。被保険者の方が健診を受けられますと、そのデータが医師会を通じて国保連合会に提供される。国保連合会のほうから和束町のほうに請求も来ますし、受診データも、データで来る分と紙で来る分とございます。紙で来る分は医師会から来るんですけども、そういった流れにございますので、相楽の医師会の管轄の中の医療機関であれば相楽の医師会に加入されておりますので、そういった流れについては特段変わることはないかなというふうに考えております。

また、時期についてなんですけども、今、当初予算の編成時期で、それについての結論はまだ出ておりませんので、今年度、あるいは来年度すぐの実施というのは、今のところ考えられないかなというふうに思っております。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

私も気になったので、山城南保健所のほうにもいろいろお話を伺ったりした上で、今、質問させてもらっているんですけども、いわゆる受診機会を保障していくという意味では悪い話ではないというふうに思いますけども、やはり地域の医療体制とか医療機関を弱めるようなことになるとよくないと思いますので、そことの絡みというも

のを見ながら判断いただきたいというふうに要望しておきたいと思います。

もう1点、国保の関係で、来年度の予算のことも、今、十分にいろいろ議論もされ、また、かためつつあるときだと思いますので、1点お聞きしておきたいんですけども、この間、いわゆる子育て支援という観点から、国民健康保険の被保険者の中の18歳までのお子さんに対する保険税の免除であるとか、また減免であるとかいうことを取り組んでいる自治体もこの間ふえてきております。そういった意味で、ぜひ和東町としても、国民健康保険税自身が大変重い負担になっているということもありますけども、やはり子供さんが生まれた時点でその分の均等割という形で負担がふえていくというのは、大変いかなものかというのは、自治会も含めて全国市町村会など地方団体のほうでも話がありまして、将来的にはそういった均等割等は廃止して、所得に基づく協会健保並みのそういった負担にしていくべきだという提言もその間されてきたわけですけども、せめて子供さんがおられる世帯について、そういった部分については均等割をメインとするということをしてはどうかと、これは地方団体も要望していると思うんですね。その辺、町長、国民健康保険を運営されている責任者として、そういった地方団体のほうでも、そういった要望も国にもされていると思うんですけども、一応、町として十分対応できる範囲の対策でもありますし、国は国でそういうことをすればいいと思うんですけども、ぜひ、先駆けてですね、町として子育て支援の一環の中でそういうことを検討いただけないかと思うんですけども、その辺、お考えいかがでしょうか。

○議長（小西 啓君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

今もご質問ありますように、子育てに優しいという観点から市町村会でもそうした状況というのを国にはいろいろと、ほかの内容についてもいろいろ働きかけはいたし

ております。しかしながら、そういった状況の中には、国保会計そのものの財政基盤というのも十分考えてやらなければならないところがあるわけであります。和束町の場合、安定化するのが非常に厳しい、そういった交付金も受けながらやっているわけなんです、そういった状況を鑑みますと、今ご質問がありましたように、早期にというのはなかなか踏み切れないところがあります。しかしながら、大事なことでありますので、いろんな状況を見ながら、またそういった改善をみかほりながら考えていきたいと、このように思っております。

いずれにいたしましても、大事なことだというふうには考えておりますが、ご理解のほうをよろしくお願いいたします。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

大事なことであるということであれば、ぜひ真剣に考えていただきたいというふうに思います。

あともう1点、これは先日の一般質問で若干触れましたけども、十分お話しできなかった面で、いわゆる負担の軽減を多くの子育て世代が求めているということは、町のほうで取り組まれたアンケートではっきりしているということを先日の質問でも言いました。

具体的に、ぜひとも今後とも残された方についてやっていただきたいということで、幾つかそのときにも挙げたんですけども、一つは、医療との関係でいいますと、インフルエンザの今ちょうどそういう時期ですけども、予防接種の今の就学前までの補助の状況をぜひさらに義務教育の部分まで広げてほしいというような要望がアンケートでも結構出ておりますし、検討委員会の中でもそういった議論がされていることが伺えます。そういう意味では、私もそういった方と接触する機会が多いわけですけども、そのときにもそういったことを言われる方が多いです。

今、ワクチン自身の費用もふえてきておる中で、特に他市の方についていえば大変負担が重くなっているという状況がありますので、ぜひ来年度の予算に向けて拡充のほうを検討いただきたいというふうに思いますし、それともう1点、これは放課後児童クラブの関係のところでも、やはり長年利用料については7,000円のまま据え置かれてきたという面もありますし、ぜひ来年度に向けて引き下げのほうを真剣に検討いただきたいと、そういう時期でないかと思いますので、それも含めて方向性について答弁をいただきたいと思います。町長で結構です。

○議長（小西 啓君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

児童クラブの件ですが、今もご質問がありましたように、当初生まれてきたときには確かに1万円ということでされておりました。そのときにはその制度の生まれた趣旨も十分踏まえながらやっていたということではありますが、しかしながら、今、言われたように7,000円と。しかし、これはよその市町村と比べていただきますと、これはおやつ費も含めて7,000円というところでありまして、そういう状況にあるというのが現状であります。

しかしながら、岡本議員もよくこの場でも質問されておりましたが、改正の問題というのは非常に大事な問題でありました。そういったことも含めながら体制を進めてきて、今にあるわけであります。

いま一度そうした状況も踏まえながら、やはりそういった状況を見詰めながら、早急に出せるという状況ではありませんけども、今までくんできた経過も踏まえながら、そして今後の方向も見通しながら考えていきたいというふうに思っておりますので、今、言われている中には即答で答えられないわけなんですけど、ご理解のほうをよろしくお願いいたします。

引き続いて、体制の維持というのはやっぱり大事にしていきたいなと思っております。

す。

○議長（小西 啓君）

畑議員。

○9番（畑 武志君）

16ページをお願いします。

農村振興課長にお尋ねしたいと思います。

6目農業施設管理費、これは先ほど井上議員から、また岡田泰正議員からお尋ねがありました。710万円、ガラスハウス移設改修舗装改良工事、このようになっております。細かいことですが、この項目について、どれは何ほど大体わかりますか、舗装が幾らとか。全体的に710万円ですが、項目は細かく分かれるんですか。

○議長（小西 啓君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えさせていただきます。

先ほども岡田議員のほうにもお答えさせていただいたんですけど、今月末ぐらいに設計が上がってまいりますので、そのあたり、私のほうでは今、資料を持っておりませんので、よろしくお願いします。

○議長（小西 啓君）

畑議員。

○9番（畑 武志君）

済みません、聞こえにくくて聞き取れなかったです。

恐らくこれは前の委員会でもお話しされておりましたけど、野菜の即売ということで、一方では、今まで即売されていたところがなくなった。これはお年寄り今後の健康でもあって、また生きがいでもあると思うんです。これは非常にありがたいことです。ところが、やはりいろんな意見がございまして、私が聞いているのは、なぜ、ま

たそんなことをするねやと、こういう意見もございます。いろんな方がおられるから、それはそれでいいんです。その中身で、地元でとった野菜ならええけど、よそから仕入れてきたりとか、そんなんはだめやろうと。それだけは一つ道だけつけといていただかなくてはならないと、このように声を聞いておりますから、その辺の確認だけ課長にお願いしたいです。

○議長（小西 啓君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えさせていただきます。

そのとおりでございます。やはり地場でできる野菜を売っていくということが当然目的でございますし、本町におきましては主幹産業はお茶ということで、お茶が主体的にやられてますけど、今はおりの柵とかも補助させてもらっていますけども耕作放棄地もふえてきております。そういったところを利用していただいて、野菜づくりに励んでいただけたらというふうに思いますので、そういった部分では、当然、町内の野菜を積極的に販売させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（小西 啓君）

畑議員。

○9番（畑 武志君）

確認がとれましたので、その旨は言っておきます。

その上の委託料、工事施工管理委託料190万円、測量設計業務委託料190万円減額になっています。これは測量設計やなしに管理委託やるということですか。これについても、どれをやるのかわからないです。

○議長（小西 啓君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

お答えさせていただきます。

当初、施工管理のほうの予算化事業分の種目を持っておりませんでして、委託料の余ったところの部分を施工管理のほうに持っていくということでございまして、委託費の中で動かしてございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小西 啓君）

畑議員。

○９番（畑 武志君）

それとね、次、最初のページの１０ページ、活性化委託費が今回の補正で総額２，７００万円、今回の補正が５５万８，０００円になっております。また、需用費の中で小さい金額なんだけど、修繕費が３８万４，０００円。これはどのようにどこをされるのか。活性化対策費は、もちろん当初予算でいろんなところで見ておりますから、まだそこへ持っていくのか、このように思うんですけど、当然いろんなところで修繕費がかかってくると思いますが、これはそんでわかるんです。でも、修繕費と上がっている以上、何をされるのか。金額的にはごくわずかな金額ですけど、これを一つお答えいただきたいと思います。

○議長（小西 啓君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

お答えさせていただきます。

これにつきましては、今、運動公園の時計が故障しておりまして、時計ということですが、あのあたり、防犯上、悪いので、時計の部分をＬＥＤで、塔はそのまま使いまして、そこに頭を乗せかえるという形で考えておりまして、修繕費という形で上げさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小西 啓君）

畑議員。

○ 9 番（畑 武志君）

時計ですね、これは F a c e b o o k に載ってましたよ。いつまでほっとくのやと、住民さんはみんな見ておられるんですよ。だから、言われて初めて修繕費をつけたと、私はこのように理解しているんです。だから、言われたときに、そうじゃないんだ。誰などに見ていると思うんです。早く対処していかなくては、住民からの不信というのは物すごくきついです。その点だけよろしくお願いします。

終わります。

○議長（小西 啓君）

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

採決は 1 件ごとに行います。

議案第 6 2 号 令和元年度和束町一般会計補正予算（第 4 号）を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第 6 2 号 令和元年度和束町一般会計補正予算（第 4 号）は、原案のとおり可決されました。

議案第 6 3 号 令和元年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第 6 3 号 令和元年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第

３号）は、原案のとおり可決されました。

議案第６４号 令和元年度和束町簡易水道事業特別会計補正予算（第３号）を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第６４号 令和元年度和束町簡易水道事業特別会計補正予算（第３号）は、原案のとおり可決されました。

議案第６５号 令和元年度和束町下水道事業特別会計補正予算（第３号）を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第６５号 令和元年度和束町下水道事業特別会計補正予算（第３号）は、原案のとおり可決されました。

議案第６６号 令和元年度和束町介護保険特別会計補正予算（第３号）を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第６６号 令和元年度和束町介護保険特別会計補正予算（第３号）は、原案のとおり可決されました。

日程第５、発議第７号 高齢者医療、介護の負担増に反対する意見書を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

岡本議員。

○８番（岡本正意君）

発議第７号 高齢者医療、介護の負担増に反対する意見書についての提案理由を申し上げます。

安倍政権は、社会保障の財源確保や充実を理由に消費税１０％への引き上げを行いながら、それと同時に、医療や介護の負担をふやし、サービスの削減を進める議論や

具体化を進めています。これではまるで詐欺であり、何のための増税なのかわからざるを得ません。

主なターゲットとなっている高齢者の医療や介護負担はとっくに限界を超えており、今以上の負担増やサービス削減は到底許されませんし、とりわけ本町のような高齢化が進む地域ではますます厳しい状況となります。

政府は若い世代にツケを残さない、負担を押しつけない等と世代間の対立をあおりますが、若い世代もいずれは高齢期を迎えるわけで、医療や介護の制度改悪は、若い世代の将来への不安を広げるものです。

以上の理由から、本意見書を提案するものです。

それでは、読み上げまして提案にかえさせていただきます。

発議第 7 号

高齢者医療、介護の負担増に反対する意見書

上記議案を別紙のとおり、会議規則第 14 条の規定に基づき提出します。

令和元年 12 月 19 日

提出者 和束町議会議員 岡本 正意

和束町議会議長 小西 啓 様

高齢者医療、介護の負担増に反対する意見書

政府は、社会保障財源の確保を口実に、10 月から消費税率の 10 % への増税を実施する一方で、医療や介護など社会保障制度のさらなる改悪を進めています。11 月 25 日に財政制度等審議会がまとめた 2020 年度予算編成に関する建議では、「給付と負担の見直し」の実行を明記し、医療や介護分野における負担増を強く迫り、とりわけ高齢者に対する負担増が厳しい内容になっています。

医療では、「世代間の公平性」を理由に 75 歳以上の高齢者の医療費窓口負担を現行の原則 1 割から 2 割に引き上げるよう提言し、この間の後期高齢者医療保険料の減免廃止で大幅な負担増が強いられている高齢者に追い打ちをかけようとしています。

介護では、制度開始以来、全額公費負担をしてきたケアマネジメントサービスについて「自己負担を導入すべき」と明記し、現在、原則１割負担の介護サービスの利用者負担を「原則２割」を目指し、対象を拡大すべきとしています。

高齢者の生活の支えである年金は減り続ける一方で、医療や介護に係る負担はふえ続け、今でも限界に達しており、これ以上負担がふえれば、暮らせないどころか、生きていけない事態を広げることになることは必至です。これは、憲法が保障する人間らしく生きる権利の明らかな侵害であり、到底許されません。

政府におかれては、これ以上の負担増をやめ、安心できる医療や介護制度の整備や負担軽減に真剣に取り組むことを強く求めます。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

令和元年１２月１９日

内閣総理大臣 安倍 晋三 様

財務大臣 麻生 太郎 様

厚生労働大臣 加藤 勝信 様

京都府相楽郡和束町議会

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（小西 啓君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

岡本議員、どうぞ。

○８番（岡本正意君）

賛成です。

発議第7号 高齢者の医療、介護の負担増に反対する意見書について賛成討論を行います。

提案理由でも述べましたが、社会保障の充実を掲げて増税をしながら、介護や医療のさらなる負担増を求めることは、増税の正当性が問われるだけでなく、「福祉がよくなる」と言いながら福祉を悪くする、まさに詐欺商法と同じであり、国民だましと言わざるを得ません。

先日の報道によれば、政府は介護の負担増について「生活に深刻な影響を与える」と訴える高齢者らに配慮したとして、2割負担の拡大やケアプラン作成の有料化などを当面先送りしたとしています。しかし一方で、年金収入120万円以上の施設入居者の居住費や食費の自己負担をふやすことや高額介護サービス費の自己負担限度額の引き上げなどは実施するとしており、今回先送りしたものもあくまで先送りであり、撤回したわけではありません。

また、75歳以上の高齢者の窓口負担の原則2割への引き上げなど医療負担の増額についても、一定、政府・与党内に慎重な意見はあるものの、政府は2022年には2割負担を実施する、このような方向で進められており、「生活に深刻な影響を与える」状況は何も変わっておりません。

高齢者の増加やそれにとまなう医療や介護など、社会保障費の増加は以前からわかっていることであり、それに備えて財源を確保し、安心できる社会保障を整備することは政府の責任です。問題は、その責任を全く果たさず、税金の無駄遣いを続け、安定した財源確保も怠っている政府の怠慢にこそあります。

社会保障は国民が人間らしく生き、暮らすためのものであり、最優先に取り組むべきことです。しかし、政府は自然にふえる予算さえも認めず削減する一方で、新幹線やリニア、米軍新基地の建設、兵器の爆買いなど無駄遣いを放置し、大もうけしている大企業や富裕層には適切に課税しないばかりか優遇減税し、税収を減らすなど、悪

循環を深めています。

政府は、高齢者の増加や医療・介護費用の増加を財政難の理由にするのはやめ、みずからの失政による悪循環の是正こそ真剣に取り組むべきであります。それもせずにひたすら高齢者を初め国民に負担を押しつけるやり方には道理も未来もないことを申し上げ、賛成討論いたします。

○議長（小西 啓君）

ほか討論ありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

発議第7号 高齢者医療、介護の負担増に反対する意見書を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立少数です。

したがって、発議第7号 高齢者医療、介護の負担増に反対する意見書は、否決されました。

日程第6、発議第8号 「桜を見る会」疑惑の徹底究明を求める意見書を議題いたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

岡本議員、どうぞ。

○8番（岡本正意君）

発議第8号 「桜を見る会」疑惑の徹底究明を求める意見書についての提案理由を申し上げます。

先日実施された共同通信の世論調査の結果によれば、「桜を見る会」の問題について安倍首相の説明は「十分にしていると思う」との回答は11.5%に対し、「十分にしているとは思わない」は83.5%にのぼり、この問題に対する安倍首相や政府

のこの間の対応にほとんどの国民が納得せず、不信を強めている真相の究明を求めている実態が浮き彫りになりました。この傾向は与党支持層でも顕著で、自民党支持層でも73.1%、公明党支持層に至っては91.1%にものぼり、与野党の支持を超えて安倍総理や政府への不信と疑惑を深めていると言えます。

桜を見る会の疑惑は、私たち国民の税金で開催されている公的行事が安倍総理先頭に私物化されているのではないかと、そして、公職選挙法や政治資金規正法違反等の疑いもあるという極めて重大な疑惑であり、それをこれだけはっきりとした、説明責任を果たし疑惑を解明せよとの国民の意思を無視し曖昧にすることは、住民の代表として到底許せないのではないのでしょうか。

何よりも、日々財政難に苦闘し、創意工夫を重ねている地方政治にかかわる者として、今回のような税金私物化が真実であるならば絶対に許せないことであり、真相を徹底的に明らかにすべきと考えます。

よって、本意見書を提案するものです。

それでは、別紙を読み上げまして、提案にかえさせていただきます。

発議第8号

「桜を見る会」疑惑の徹底究明を求める意見書

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定に基づき提出します。

令和元年12月19日

提出者 和束町議会議員 岡本 正意

和束町議会議長 小西 啓 様

「桜を見る会」疑惑の徹底究明を求める意見書

総理主催の公的行事である「桜を見る会」が、安倍総理や政権与党などにより私物化されていたのではないかとこの疑惑が深まっています。現政権下で年々「会」の経費が膨らんでいた要因に、総理の地元後援会員を多数招いて優遇していたことを初め、総理や官房長官の粋や自民党などの与党粋などが存在し、多数招待していたことが明

らかになりました。これ自身、本来の趣旨とされる「功労、功績のあった方を招く」ことから大きく逸脱しており、私物化そのものであり、総理や内閣府の責任は重大です。

疑惑はこれだけにとどまらず、詐欺的な悪徳商法で行政指導を受けたジャパンライフの元会長や反社会的勢力が招待されていたという重大な事実が明らかになりました。特に、7,000人もの被害者、2,000億円にものぼる被害額を出したジャパンライフの元会長の推薦が総理などの枠であったことを示す文書も明らかになっていることは極めて重大です。

公的行事である「会」の開催は、当然ながら国民の税金で賄われています。仮に適切に実施されていたとしても、招待者も含め、内容についての情報を開示し、説明することは当然のことです。ましてや疑惑をもたれているのであれば、より丁寧で真摯な姿勢で説明を尽くすことが求められます。

ところが実態は、招待者名簿など関係資料を議員からの資料請求当日に廃棄したとし、それを理由に総理も官房長官も内閣府も一切説明も情報公開もしない不誠実な態度に終始し、与党も総理出席の予算委員会開催に応じず、真相究明に背を向けるなど、到底納得できない事態となっています。

税金を使っの公的行事の私物化は言語道断であり、誠実な姿勢で疑惑の究明を行うよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和元年12月19日

衆議院議長 大島 理森 様

参議院議長 山東 昭子 様

内閣総理大臣 安倍 晋三 様

内閣官房長官 菅 義偉 様

京都府相楽郡和束町議会

以上です。お願いします。

○議長（小西 啓君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

賛成です。

発議第8号について賛成討論を行います。

「政府・与党は何とか逃げ切れたと思っているのだろうか。焦点となった「桜を見る会」をめぐる疑惑は、いまだ多くが積み残されている。安倍晋三首相はみずからの疑惑に説明を尽くそうとせず、与党は集中審議や会期延長の野党要求を突っぱねて幕引きに走った。国会を軽んじる安倍一強のおごりと、言論の府の機能不全を多くの人々が感じている。政治不信が強まるばかりではないか」。これは臨時国会閉会を受けての京都新聞の「疑惑は残されたままだ」と題する社説での指摘です。

社説ではさらにこう指摘しています。

「桜を見る会を巡っては、安倍政権下で招待者が急増した実態や、「前夜祭」の費用の疑惑にも安倍氏は名簿や明細がないとして詳しい説明を避け続けた。だが、内閣府が招待者名簿を廃棄したと答弁した5月時点でバックアップデータが残っていたことが判明。政府は行政文書ではないと弁明したが、責任逃れも甚だしい。閉会中審査の活用も含め、疑惑を置き去りにすることは許されない」と述べております。まさにそのとおりではないかと思います。

この疑惑を巡っては、先日の報道では、昨年度の桜を見る会の前日に自民党が地方議員研修会を開き、「桜を見る会とセットにした総裁選対策だったのでは」との指摘もあるなど、これまでに明らかになった安倍首相などの後援者が多数招待され、大挙参加していた事実も含め、「功労、功績のあった方々」との建前を隠れみのにした政府・与党挙げての会の私物化が底なしの実態にあることも重大であります。詐欺商法で多額、多数の被害を広げた企業の元会長や反社会的勢力も招待し、実際に参加していた客観的事実も明らかになるなど、安倍首相や政府との黒いつながりとも言える実態をも浮かび上がり、しかもそれが国民の税金を使った公的な場が悪用されていたのではないかという深刻な疑惑に発展しています。このようなことが見過ごしにされ、逃げ切れるのであれば、これほど国民をばかにしたことはないのではないのでしょうか。

安倍首相や政府が、もし問題はない、潔白だというのであれば、招待者名簿などそれを証明する証拠を示せば済むことですし、本当に潔白であるなら進んで証拠を出し、疑惑解明を行うものではないのでしょうか。

しかし、安倍首相も内閣府などの政府機関も証拠となる名簿などの関係書類やデータを廃棄した、廃棄したからわからないと言い張り、バックアップデータの存在を認めながら、行政文書ではないから出す必要はないと言い出し、焦点となっている首相推薦枠の番号の詳細に対する国会の調査要求は「調査する必要がない」と拒否する。反社会的勢力の参加が問題にされると、官房長官が「反社会的勢力の定義は定まっていない」と言い、それをわざわざ閣議決定するなど、むしろ疑惑を隠し、消去し、ごまかし、なかったことにしようとの姿勢をあらわにしております。

そもそも政府・与党の「逃げ切った」との言葉は、疑惑を事実上認めている証拠です。悪いことをしても証拠を隠滅してとぼけていれば逃げ切れる、そんなことを見過ごし曖昧にする大人に対し若者や子供たちはどう思うのでしょうか。もし、同じようなことが町政において起これば議会は黙って見過ごしにされるのでしょうか。

提案理由で紹介した世論調査の結果は、与野党支持を問わず、疑惑の徹底究明を求

めていたと言いました。この主権者の声に正面から応えた議会の意思をあらわしていただきたいと思います。

以上で賛成討論といたします。

○議長（小西 啓君）

ほか討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

発議第8号 「桜を見る会」疑惑の徹底究明を求める意見書を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、発議第8号 「桜を見る会」疑惑の徹底究明を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

日程第7、委員会の閉会中の継続審査・調査についてを議題といたします。

各委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付の申し出一覧表のとおり、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり、委員会の閉会中の継続審査・調査に付することにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査に付することに決定いたしました。

お諮りいたします。

今期定例会に付された事件は全て議了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、今期定例会は、本日をもって閉会することに決定いたしました。

町長、挨拶。

○町長（堀 忠雄君）

閉会に当たりまして一言御礼のご挨拶をさせていただきたいと思います。

まずをもって提案させていただきました全議案につきまして原案どおりご承認いただきましたことを厚く御礼申し上げます。

本年度もあと３カ月余りという時期を迎えました。今回も皆さんからいただいた意見等を十分踏まえながら、残された時期、まちづくりに努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

こうした３カ月といたしますのは、来年度の予算編成期という非常に重要な時期であります。今、国の動きの大きな特徴は、農山村の維持振興策の具体的な検討をされているわけです。ところどころにそうした具体策が見えてまいりました。例えば、森林でございますが、森林を取り入れた教育・健康の場、こういったものを進めていこうと、これは一面でございますが、ほかのいろんな面で新しい国の方策が見えてまいります。

また、京都府におかれましては、総合計画に基づいて地域づくりがさらに進展されるだろうと思います。

こうした動きの中で令和２年度の和東町の予算編成に当たっていただかなければならないと思います。今、努めておるところでございますので、今後とも皆さん方のご理解とご協力をいただきたいというように思っております。

最後になりますが、きのうは暖かかったんですが、非常に温度の差が厳しい状況にあります。年末を迎えるわけですから、どうか体には十分気をつけていただいて、新しい年を皆さんとともに迎えてまいりたいと思っておりますので、どうぞお体に

は留意いただきますことをご祈念いたしまして、甚だ簡単でございますが、御礼のご挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（小西 啓君）

これをもって、令和元年和束町議会第４回定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

午後３時３９分閉会

上記議事録は、その内容を正確にして事実と相違なきことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によって署名する。

令和 2 年 2 月 19 日

和束町議会議長 小 西 啓

署名者 和束町議会議員 岡 田 泰 正

〃 和束町議会議員 岡 本 正 意